

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2021 年 9 月号 (第 187 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 「データセキュリティ法」を読み解く
里兆法律事務所…………… 1

■ 経 済

- ◆ 改めて冷静に考える中国政府の規制の方向性
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部…………… 6

■ 人民元レポート

- ◆ 対ドル相場の安定をより重視する局面
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ …………… 16

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 50 回
～広東省「第 14 次五ヵ年計画及び 2035 年までの長期目標綱要案」を発表
三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室…………… 20

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：企業と政府系事業組織の組織変更・再編に係る土地増値税政策の継続
KPMG 中国…………… 26

- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部…………… 30

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部…………… 34

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「データセキュリティ法」を読み解く

「データセキュリティ法」は、2021年6月10日に正式に審議可決され、2021年9月1日から施行された。本稿では、「データセキュリティ法」(以下、「本法」)におけるいくつかの重点内容に注目し、企業コンプライアンスの視点から、本法が企業データ取扱活動に与える実質的な影響を分析し、コンプライアンス上の助言を行う。

経済 改めて冷静に考える中国政府の規制の方向性

中国の様々な業種で規制が強化されている。背景にあるのは経済成長の鈍化ではないか。中国政府は政策の焦点を「量から質」へと変化させている。その「質」は、一般大衆の満足度を引き上げるべく、安全・安心に関わる規制が強化されている。今後も規制強化の拡大は続く。本稿では、Q&A形式にて、今後の規制の方向性についてまとめた。

人民元レポート 対ドル相場の安定をより重視する局面

中国人民元対ドル相場は6.46台前半で取引開始。アフガニスタン情勢悪化や7月のFOMC議事要旨で、FRBの資産買入策縮小の年内実施を織り込む動きとなると、20日にかけて6.50台前半まで下げ幅を拡大。27日のパウエルFRB議長講演を経て、翌30日には一時6.46台まで上昇して月末を迎えている。対円相場は1ヵ月を通して上下1.5%の狭いレンジでの推移となった。

連載 「華南ビジネス最前線」 第50回

～広東省「第14次五ヵ年計画及び2035年までの長期目標綱要案」を発表

2021年3月12日、全人代は「中華人民共和国国民経済・社会発展の第14次五ヵ年計画綱要」を発表。翌月25日には、広東省政府は第13期人民代表大会第4回会議で採択された「広東省国民経済・社会発展の第14次五ヵ年計画及び2035年までの長期目標綱要案」(粵府〔2021〕28号、以下「十四・五計画」)を公布した。本稿では、十四・五計画の背景と主な内容を簡単に紹介する。

スペシャリストの目 税務会計

企業と政府系事業組織の組織変更・再編に係る土地増値税政策の継続

財政部と国家税務総局は2021年5月31日付けで、「企業の組織変更・再編に係る土地増値税政策の継続的な実施に関する財政部・税務総局の公告」(財政部・税務総局公告2021年第21号)を公布し、企業の組織変更・再編に係る土地増値税の徴収猶予を支持する政策を継続する。すなわち、財稅【2018】57号通達の政策要点を基本的に継続することとなる。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、7月中旬から8月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



「データセキュリティ法」を読み解く

里兆法律事務所
丁志龍 パートナー弁護士
王佳柔 弁護士補佐

「データセキュリティ法」は、データセキュリティについて集約し、個別に反映したデータ分野の基礎となる法律として、国が戦略及び計画の次元からデータの保護と応用を重視していることを際立たせているだけでなく、企業がより慎重に、法令を遵守したうえでデータを取り扱う必要があることを意味している。

本稿では、データセキュリティ法の「管轄範囲」、「データ分類等級別制度」、「データ越境伝送及び輸出規制」、「データ国家セキュリティ審査」、「データセキュリティ保護義務」というコンプライアンス上の着眼ポイントを重点的に分析することで、企業が立法精神を理解し、コンプライアンス義務を整理することを支援し、かつコンプライアンス上の助言をそれぞれ行う。

■ 中国国内と国外における二重管轄の確立

デジタル経済が全世界で急速に発展するのに伴い、世界各国・地域はいずれもデータに関する立法を積極的に推進しており、かつ国外企業の管轄及び国外の法執行等について規定している。このようなデータ競争の国際的環境の下、中国の「データセキュリティ法」では、同様に中国国内と国外での二重管轄の原則を明確にし、かつ初めて「域外適用管轄権」を明確にしている。

まず、「データセキュリティ法」では、「中華人民共和国領域内でデータ取扱活動及びその安全監督管理を実施する場合、本法を適用する」ことを明確にしているが、これは、国外企業の中国領域内におけるデータ取扱活動は、いずれも監督及び管理を受けることを意味する。

次に、「中華人民共和国領域外でデータ取扱活動を行い、中華人民共和国の国家安全、公共の利益又は国民、組織の適法権益を損なう場合、法に依拠して法的責任を追及する」ことも定めており、これは、「データセキュリティ法」の管轄権は、直接国外にまで拡大されたことを意味する。

そして、国外からの司法機構又は法執行機構からのデータの提供要求に対しては「平等互惠」の姿勢を採ることを強調しており、国内の組織や個人は、中華人民共和国主管機関の許可なく、外国司法機構又は法執行機構に対し中華人民共和国領域内で保存されているデータを提供してはならないことを明確にした。これは、国外からの「域外適用管轄権」に対する「対抗」手段だともいえる。

■ データ分類等級別制度を構築し、重要データの保護を強化する

「データセキュリティ法」において定められている分類等級別制度には、主に以下の3つの特徴がある。

1. トップダウン型の立法方式を採用

「サイバーセキュリティ法」¹、「科学データ管理弁法」²等で定められている「企業／機構はデータの分類等級分けを自主的に行う」のとは異なり、「データセキュリティ法」では、国家レベルでトップダウン型のデータ分類等級別制度を構築する³という要求を初めて明確にしている。すなわち、国が⁴データ分類等級分けの主体となる。これは、データ分類等級分けが、より厳格な監督管理に置かれていることを意味する。

2. 3つの等級のデータの分類方法の確立

「データセキュリティ法」では、経済社会の発展におけるデータの重要性、及びデータが改ざん・漏えいされた場合の危害の度合いに応じて、データを3つのレベルに分けるとしているが、その他のデータ、重要データ及び国の基幹データ⁵の中で、「国の基幹データ」という概念に初めて言及している。

3. 「重要データ」を基幹とすることを強調する

「データセキュリティ法」では重要データの定義について明確にされていないが、現在の立法の動きを見る限りでは、今後公布される「データセキュリティ管理弁法」⁶等の規定の中で解決されるものと考えられる。また、「データセキュリティ法」の中で、「国が重要データ目録を構築する」、「各地区及び各部門は重点データの詳細目録を作成する」としているように、重要データにおける立法の最高次元での設計及び手配がなされている点からみても、それぞれ業界ごとに、各自の特性に合わせて重要データについて相応の定義を行っていく⁷はずである。

新たな形式でのデータ等級別分類制度の構築は、データの監督管理、とりわけ重要データの監督管理に関する国の決意が伝わってくる。企業の立場から見た場合、「重要データの定義」のさらなる立法を注視しながら、これまで公布された関連規定、特に業界内（意見募集稿を含む）の関連規定を参照して、自社が取り扱うデータが重要データに係る可能性があるかどうかを整理し、評価することができる。重要データを取り扱う必要がある場合には、係る対応措置を積極的に推進し、実行に移していかなければならない。例えば、データセキュリティの責任者及び管理機構を明確にし、データセキュリティ保護責任を貫徹すること、そのデータ取扱活動について定期的にリスク評価を

¹ 「サイバーセキュリティ法」第21条：国は、サイバーセキュリティ等級保護制度を実施する。ネットワーク運営者は、サイバーセキュリティ等級保護制度の要求に基づき、次の各号に掲げる安全保護義務を履行し、ネットワークが干渉、破壊又は無許可アクセスを受けないよう保障し、データの漏えい又は窃取、改ざんを防止しなければならない。等。(4) データの分類、重要データのバックアップ及び暗号化等の措置を講じる。

² 「科学データ管理弁法」(国弁発[2018]17号)第20条：法人組織は、科学データについて等級分け、分類を行い、科学データの秘密レベル及び秘密保持期限、公開条件、公開対象及び審査許可手順等を明確にし、要求に従って科学データ開放目録を公布し、オンラインダウンロード、オフライン共有又はカスタマイズサービス等の方式を通じて、社会へ開放・共有するものとする。

³ 「データセキュリティ法」第21条：国は、データの種類別及び等級別保護制度を構築し、経済社会の発展におけるデータの重要性、及びデータが改ざん、破壊、漏えい、又は不正アクセスや不正使用された場合に、国家安全、公共の利益、又は個人や組織の適法権益にもたらされる危害の程度に応じて、データの種類別及び等級別保護を実施するものとする、等。

⁴ 実際は、「国家データセキュリティ作業調整メカニズム」である。

⁵ 国の安全、国民経済命脈、重要な国民生活、重大な公共利益等に係るデータをいう。

⁶ 「データセキュリティ管理弁法(意見募集案)」第38条：重要データとは、ひとたび漏えいされた場合に、国の安全、経済の安全、社会の安定、公共の健康及び安全に直接影響を及ぼし得るデータをいう。例えば、未公開の政府情報、広大な面積における人口、遺伝子の健康、地理、鉱産資源等。重要データには、通常、企業生産経営及び内部管理情報、個人情報等は含まれない。

⁷ 現在、工業分野（「工業データ等級別分類ガイドライン(試行)」）、交通分野（「自動車データセキュリティ管理若干規定(意見募集案)」）及び基礎電信分野（「基礎電信企業重要データ識別ガイドライン」）においては、いずれも重要データに関する立法活動がある。

行い、かつ係る主管部門にリスク評価報告書を提出すること、重要データの動的保護要求を踏まえて、重要データの目録を定期的に更新すること、等である。

■ データの越境伝送及び輸出規制に注目する

データ越境伝送及び輸出規制に関する内容は、「データセキュリティ法」第 25 条、第 26 条、第 31 条及び第 35 条に集中して規定されており、「攻防一体」の立法方式を採用している。すなわち、中国に対する外国の技術データ開放制限及び貿易における不当な扱いに対しては、対等な対抗措置を採るとともに、国外向けのデータ伝送及びデータ資源の輸出には規制を加えるというものであり、詳細については下表の通りである。

【表：データの越境伝送及び輸出規制に関する条項】

内容	条項の摘要	解説
対等な対抗措置	➢ その他の国又は地域において、データに関する投資、貿易等の方面において、中国に対し、不当な禁止、制限措置を講じる場合、中国は、対等な対抗措置を講じる。(第 26 条)	➢ 国内企業が国際競争において公正な競争の機会を得られるよう「データセキュリティ法」は、データの越境移転において、対等な対抗措置という原則を確立し、域外保護の司法主権を示した。
重要データの国外移転	➢ 重要情報インフラストラクチャー運営者が収集し生成した重要データの国外移転には、「サイバーセキュリティ法」を適用する。その他データ取扱者が収集し生成した重要データの国外移転管理については、国家インターネット情報部門が国务院関連部門と共同で制定する。(第 31 条)	➢ 重要情報インフラストラクチャー運営者は、「サイバーセキュリティ法」の規定を遵守し、遅滞なくセキュリティ評価を実施しなければならない ⁸ 。 ➢ 一方、その他のデータ取扱者に対しては、「データセキュリティ法」では、具体的な規制措置を打ち出していない。2017 年に公布された「個人情報及び重要データ国外移転セキュリティ評価弁法（意見募集案）」におけるセキュリティ評価の状況を参照すると同時に、今後インターネット情報弁公室が公布する具体的な管理弁法を注視する必要がある。
データ輸出規制	➢ 国は、国際義務の履行及び国家安全、利益の維持に関連する、規制対象品目に該当するデータに対し、法に依拠して輸出規制を実施する。(第 25 条)	➢ 規制対象は、重要データに限定されていないことから、理論的には、如何なる種類のデータも対象になり得る。すなわち、輸出規制の規則に基づき、当該データが規制対象品目に該当すると判断されれば、輸出規制を実施することができる。 ➢ データ輸出規制措置には、国外移転一

⁸ 「サイバーセキュリティ法」第 37 条：重要情報インフラストラクチャー運営者が中華人民共和国国内での運営において収集、発生した個人情報及び重要データは、国内で保存しなければならない。業務上の必要により、確かに国外に提供する必要がある場合には、国家インターネット情報部門が国务院関連部門と共同で制定する弁法に基づき、セキュリティ評価を行わなければならない。法律、行政法規に別段の規定がある場合、その規定に従う。

		律禁止、国外移転部分的禁止、国外移転条件付き禁止等が含まれる可能性がある。
越境法執行におけるデータの調査・取得	▶中華人民共和国主管機関の承認を得ずに、国外法執行機構又は司法機構に国内データを提供してはならない。(第36条)	▶特に多国籍企業にとっては、国外監督管理機構による直接法執行に直面する際に、「国外監督管理機構が求めるデータを直接提供してはならない」ということに留意する必要がある。

とりわけ多国籍企業にとっては、データ越境伝送及び輸出規制は、特別に関心を払うべき事項である。現在、データ越境伝送、輸出規制の具体的な実施細則はまだ制定されておらず、データ越境伝送そのものの定義も不透明な点がある。このような状況であっても、企業は2017年に公布された「個人情報及び重要データ国外移転セキュリティ評価弁法(意見募集案)」を参考にしながら、「サイバーセキュリティ法」における重要データ国外移転に関する保存及びセキュリティ評価規定を参照し、企業内部の重要データの国外移転計画等について事前に内部で自己点検を行い、準備等しておく必要がある。

■ 国によるデータセキュリティ審査を考慮する

2020年6月1日に施行された「サイバーセキュリティ審査弁法」では、主に重要情報インフラストラクチャー運営者によるネットワーク製品及びサービスの調達について、「サイバーセキュリティ」審査責任が打ち出された。「データセキュリティ法」では、「データセキュリティ」に対する国の審査責任をさらに打ち出している⁹。

立法上の整合性等を考慮してのことだと思われるが、「データセキュリティ法」の公布直後、「サイバーセキュリティ審査弁法」も直ちに改正作業を開始し¹⁰、「データ取扱者によるデータ取扱活動の実施」もサイバーセキュリティ審査の対象に組み込まれている。これもデータを対象とするセキュリティ審査制度の構築に向けた準備作業であることは明らかである。なお、先頃国家セキュリティ審査弁公室がサイバーセキュリティ審査を開始した「滴滴出行(DiDi)」、「貨車帮」、「BOSS直聘」等の会社が、いずれも大量のデータを取り扱う企業であることを踏まえると、これも中国がデータセキュリティ審査を重視していることをさらに浮き彫りにしている。

「データセキュリティ法」の公布に伴い、データセキュリティ審査は、企業コンプライアンス作業において重点的に調査し、かつ貫徹すべきコンプライアンス義務となった。企業は、国が行うデータセキュリティ審査が企業の正常な経営活動に影響を及ぼすことのないよう、独自のデータセキュリティ審査メカニズムを早急に構築しなければならない。

■ データセキュリティ保護義務を貫徹する

データセキュリティの保障は、「データセキュリティ法」の大きな立法目的である。そのため、企業は、全プロセスデータセキュリティ管理制度の構築・整備、データセキュリティ教育トレーニング

⁹ 「データセキュリティ法」第24条：国は、データセキュリティ審査制度を構築し、国の安全に影響し又は影響し得るデータ取扱活動について国家セキュリティ審査を行う。

¹⁰ 「サイバーセキュリティ審査弁法(改正案意見募集案)」第2条：重要情報インフラストラクチャー運営者がネットワーク製品及びサービスを調達し、データ取扱者がデータ取扱活動を実施することにより、国の安全に影響を与える、又は影響を与えるおそれがある場合、本弁法に基づき、サイバーセキュリティ審査を行うものとする。

グの組織・実施、データセキュリティを保障するために、相応の技術措置及びその他必要な措置を講じること等が求められる。インターネット等の情報ネットワークを利用してデータ取扱活動を取り扱う企業については、とりわけ「サイバーセキュリティ等級保護制度をベースに、上述のデータセキュリティ保護義務を履行しなければならない」ことを強調しておきたい。サイバーセキュリティについて中国は、既に「等保 2.0 (ネットワークセキュリティ等級保護 2.0 国家基準) 段階」に入っており、保護対象者が受けた被害の危害程度に応じて、保護対象者をシステム等級の確定、システム届出、建設是正、等級測定評価、監督検査という 5 つの段階に分けることになる。

「データセキュリティ保護義務の貫徹」は、企業にとって 1 つの責任又は負担であるともいえる。だが、もしも企業がデータセキュリティ保護上の主観的能動性を積極的に発揮し、データセキュリティ保護を企業の経営管理、製品又はサービス上の際立った優位性であるとしてとらえたならば、企業による独自のデータ競争優位性の形成に資するはずである。

■ 終わりに

「データセキュリティ法」は、国のデータセキュリティ制度の構築に資するものであり、「サイバーセキュリティ法」及び「個人情報保護法」¹¹ とともに、中国のデータ及び情報セキュリティ保護の法的枠組みを概ね構成するものである。企業（重要情報インフラストラクチャー運営者及びその他データ取扱業務に係る企業を含む）は、いずれも企業内部のデータセキュリティ管理制度を移行し、企業のデータセキュリティ保護義務を履行していかなければならない（特に、重点データ及び国の基幹データの保護を強化しなければならない）。また、越境データ伝送を取り扱う企業は、今後の具体的な規則の公布に注視し、重要データの国外移転計画等について内部で自己点検し、動態モニタリングと継続的な改善を行っていかねばならない。

(執筆者連絡先)

里兆法律事務所 丁志龍 パートナー弁護士
メールアドレス: zhilong.ding@leezhao.com
携帯番号: +86-13482512552
電話番号: +86-21-68411098 ×808
住所: 上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 29 階
Web サイト: www.leezhao.com

¹¹ 「個人情報保護法」は 2021 年 8 月 20 日に中国全国人民代表大会 (全人代) 常務委員会により可決され、同年 11 月 1 日から施行される。

7 ページから 15 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部と三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。



改めて冷静に考える中国政府の規制の方向性

三菱UFJモルガン・スタンレー証券
 インベストメントリサーチ部
 チーフエコノミスト 李智雄

経済成長率鈍化の中、規制は様々な産業で強化される可能性がある

中国の様々な業種で規制が強化されている。背景にあるのは経済成長の鈍化ではないか。中国政府は政策の焦点を「量から質」へと変化させている。その「質」の中には社会保障はじめ、一般大衆の満足度を引き上げるべく、安全・安心に関わる規制が強化されている。また、不満を取り除くことも積極的に行われており、それは例えば大衆の家計を圧迫している高い不動産価格や高い教育費などがある。今後も、安定成長の中、「質」重視の政策は変わらず、規制強化の拡大は続こう。但し、対外開放路線をやめ、資本規制を行おうとしているわけではない。だが、ホットマネーの動きは気になる。

Q1) なぜ中国で様々な分野において規制が強化されているのか。

A1) 経済構造上、成長率が鈍化したため、政府は政策の焦点を「量から質」へと変化させてきた。その「質」強化のためには、個々人の満足度を高めるために、今までは成長重視のためできなかった様々な規制の強化を行っているからではないか。

Q2) ネット系金融企業の IPO 延期や、配車アプリのダウンロード一時停止などはどのように解釈すればよいのか。

A2) 社会的弱者保護という観点からの理解が可能であると考えられる。

Q3) なぜこのタイミングなのか。

A3) 経済成長率鈍化に伴う政策焦点変化という流れはもともとあった。だが、そこに新型コロナウイルスの影響が加わり、その影響を比較的強く受けたのが零細企業などだったからではないか。

Q4) 今後も規制強化は続くのか。

A4) 中国の経済成長率の鈍化は続くと考えている。結果、中国政府の政策の焦点は大衆の安全・安心の保障強化であり続けるだろう。

Q5) どのような分野で今後、規制が強化される可能性があるのか。

A5) あらゆる分野で強化される可能性が高い。あえて基準を挙げるとすれば、(1) 家計を圧迫するなど庶民の不満がある分野で、(2) 一部企業が「不当」な利益を得ていると判断されるような分野か。

Q6) 一時的とはいえ、金融市場に大きな混乱があった。中国政府はどう考えているのか。

A6) 中国政府は金融市場の混乱自体を望んでいるわけではない。改革開放路線は継続しよう。但し、共産党の意向は積極的にくみ取る必要があるだろう。

Q7) 今後、対外開放路線はどうなるのか。資本市場への規制は強化されるのか。

A7) 中国政府のスタンスは中長期的な改革開放路線の維持だと考えている。それは米中関係を踏ま

えるとなおさらだ。但し、短期的な資金流出などに関しては規制をかける可能性は残る。特にホットマネーの流出が続いていることは懸念材料の一つだ。

中国政府の相次ぐ規制

その背景と今後をどう読み解くか

中国において政府の様々な規制や規制に向けた動きが相次いでいる。例えば2021年7月24日、中国政府は学校の教科課程に対する個別指導やオンライン塾を手掛ける企業に、非営利団体への転換を求めた。また8月3日、国営メディア新華社系の経済参考報が、ゲームに対して「精神的アヘン」と表現し、批判した（但し翌日の8月4日は表現を和らげた）。何が起きている、今後どうなるのか。考えをまとめてみた。

Q0) 概論：何がどうなっているのか。概略だけ知りたい。

A0) 高度成長が完全に終焉、成長押し上げの政策から、成長の中身重視への政策へと移行している中国政府は、個人の安全・安心に関わる規制を強化する段階にある。だが、対外開放路線をやめたわけではない。

中国において営利の学習塾や中毒性の高いゲームに対する政府の批判などが相次ぎ、規制も一部強化された。

背景にあるのは経済成長の鈍化ではないか。中国経済の成長率を押し上げるのが難しくなっている今、政府は政策の焦点を「量から質」へと変化させている。その「質」の中身を挙げれば、社会保障はじめ、一般大衆の満足度を引き上げるべく、安全・安心に関わる規制が強化されている。そこには環境保護も含まれている。

また、不満を取り除くことも積極的に行われており、例として大衆の家計を圧迫している高い不動産価格や高い教育費などがある。そのため、政府はそれら産業への規制を継続的に強化していると考えられる。

今後も、安定成長（4～5%程度の中速成長）の中、「質」重視の政策は変わらず、規制強化の拡大は続こう。少なくとも全産業において今の先進国程度の規制強化まで進むことは想定しておく必要がある。すでに多数の規制がある先進国とは異なり、中国ではこれから規制を強化という部分の方が多い。もちろん、「質」重視において、競争促進のための規制緩和がなされるということもあるだろうが、本稿では規制強化に重点を置こう。

但し、対外開放路線をやめ、資本規制を行おうとしているのかということ、それは違う。米国との関係もあり、対外開放は進めていこう。だが、それはあくまで、これまで通り、共産党の意向から外れないという限りにおいて、という前提のもとで考える必要があるようだ。

Q1) なぜ中国で様々な分野において規制が強化されているのか。

A1) 経済構造上、成長率が鈍化したため、政府は政策の焦点を「量から質」へと変化させてきた。その「質」強化のためには、個々人の満足度を高めるために、今までは成長重視のためできなかった様々な規制の強化を行っているからではないか。

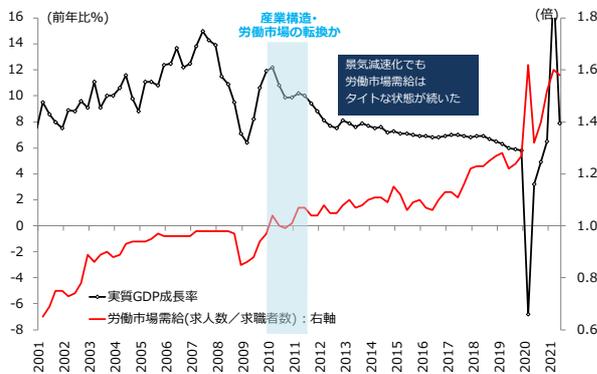
中国において営利の学習塾や中毒性の高いゲームに対する政府の批判が相次ぎ、規制も一部強化されてきている。背景にあるのは経済成長の鈍化ではないか。

具体的には、中国の経済成長率は2010年前後を境に大きく低下している。2006～2010年の平均実質GDP成長率は10.8%であったが、2011～2015年は7.9%に低下、2016～2020年は5.7%（新型

コロナウイルスの影響前の2019年まででも6.6%)へと低下している。

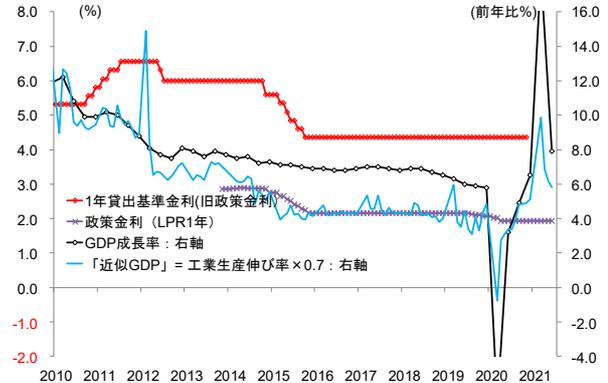
興味深いのは、2010年以降、実質GDP成長率が低下傾向にあったにもかかわらず、労働市場の需給を表す「求人数/求職者数」のタイト化(上昇)は進んでいたことだ。

図表 1. 実質 GDP 成長率と労働需給の推移



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 2. GDP、工業生産付加価値と政策金利



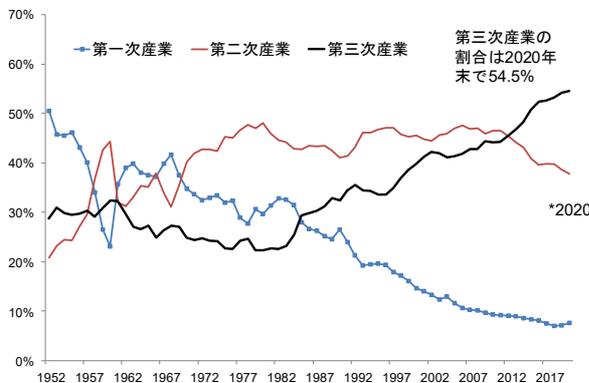
出所：人民銀行、中国国家统计局より MUMSS 作成

特に中国の政策金利がより鮮明に反応する、よって経済成長の実態をよりよく表していると考えられる中国の工業生産の伸びは大きく鈍化しているにもかかわらず、労働市場の需給がよりタイト化しているという点には注意が必要だ。

この背景には、中国経済の「サービス化」という流れが関係している。中国 GDP の産業構造別比率を見ると、サービス業を中心とする第三次産業の割合は、1980年代以降、拡張が続き、2012年には製造業を中心とする第二次産業を上回り、2020年末には54.5%となっている。一人当たりの所得が上昇するにつれ、第三次産業の割合が高まることは先進国に一般に見られる現象であるが、問題は第三次産業における雇用者一人当たりの生産性(雇用者一人当たりのGDPとして計算)が、第二次産業よりも低いことである。

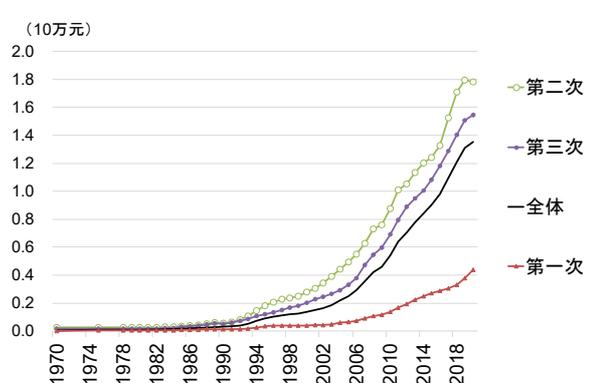
一人当たり生産性の低い産業の割合が経済全体で高まっている、ということは、相対的に生産性の低い産業における雇用者の数が、比較的多く必要となっているということだ。これが、労働需給のタイト化を説明できる、要因の一つであろう。

図表 3. 中国 GDP の産業別割合



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 4. 産業別雇用者一人当たり GDP



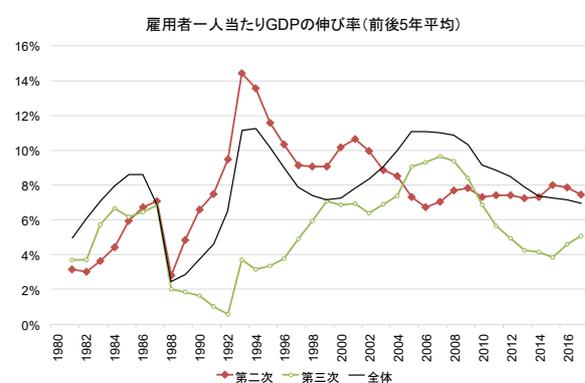
出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

なお、一人当たり生産性の比較だが、水準以外にその成長率も異なる。実質ベースでの伸び率（前後5年平均）で比較すると、2010年以降、第二次産業の雇用者一人当たりの生産性の伸び率は、第三次産業のそれを継続的に上回っている。2000年代半ばには第三次産業が第二次産業を伸び率で上回ったこともあったが、全体として第二次産業の一人当たり生産性の伸び率の方が、第三次産業のそれよりも高い。これは過去の日本のケースを見ても同様である。

その背景を考えると、製造業の高度化に伴い、一人当たり資本装備率が大幅に上昇することで、生産性の改善が比較的容易になった（いわゆるFA化）ことが影響しているのではないかと考えられる。

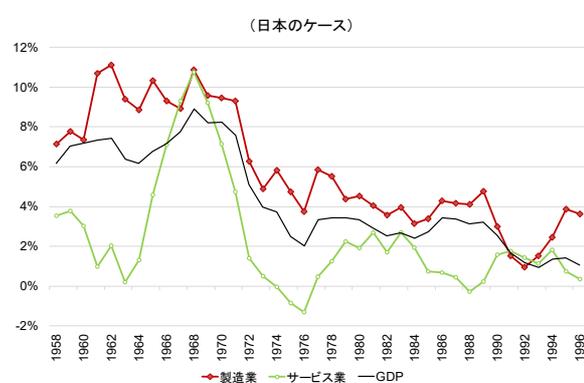
問題は、中国において、実質生産性の伸び率が低い産業の裾野が広がっているということは、中国経済が全体として成長率が伸びにくくなっているということを示している。結果、中国経済の成長率が鈍化しているというわけだ。

図表 5. 産業別雇用者一人当たり GDP の伸び率（中国）



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 6. 産業別雇用者一人当たり GDP の伸び率（日本）



出所：内閣府より MUMSS 作成

つまり、「サービス化」という経済構造の変化のため、経済成長率という「量」を押し上げることが困難になっていると同時に、低い成長率でも相応の雇用需要を生み出すことができるようになっている、というのが中国経済の現状である。

それでは、成長率を押し上げることが難しくなっている今、政府の対応はどう変化しているのか。具体的には、政策の焦点を「量から質」へと変化させているようだ。例えば、第14次5カ年計画において、実質GDP成長率の数値目標が示されなかったのは、その表れの一つであると言えよう。

では、その「質」には何が含まれているのか。それは、社会保障はじめ、一般大衆の満足度を引き上げるべく、安全・安心に関わる規制強化や環境保護も含まれていると考えられる。また、庶民の不満解消もその一つであり、不動産規制や教育に関する規制はまさにその表れであろう。

Q2) ネット系金融企業の IPO 延期や、配車アプリのダウンロード一時停止などは、どのように解釈すればよいのか。

A2) 社会的弱者保護という観点からの理解が可能であると考えられる。

学習塾に対する規制や、ゲーム産業に対する批判に加えて、それ以前より、例えば2020年11月のネット系金融会社の IPO 延期や、2021年7月の配車アプリ最大手への調査開始なども、市場では大きな話題になっていた。

これらのニュースが累積する形で、市場では、中国の規制がより広範囲に拡がり、資本規制などにもつながるのではないかと、という懸念につながっていたようだ。

だが、ネット系金融会社の IPO 延期の背後には、巨大な金融プラットフォームという地位を用いて、融資相手を金融機関に紹介、その手数料を取る一方で、その優越的地位を利用して、提携先の銀行には融資案件の 8 割以上は審査を通せと圧力をかけていたことが報道されている（『21 世紀経済報道』2020 年 11 月 3 日、5 日、9 日；丸川知雄「中国経済事情：アントとジャック・マーは政治的にヤバいのか？」より孫引用）。

また、配車アプリ企業などを含め、多くのネットプラットフォーマーに対しては、「殺熟 (sha shu)」と言って、ビッグデータなどを用いてヘビーユーザーであるほど高めの価格を設定することなどが批判されている。経済学においては、独占企業が利潤最大化を行うにあたって分断された市場において、需要の価格弾力性が低い市場ほど高い価格を設定する、という行動が、「殺熟」に当たる。ビッグデータを用いて不当に分断された市場に対して、独占企業的な行動をとったことになるわけだ。

つまりどちらのケースも、「量から質」へという政策焦点の変化の下、社会的弱者である零細金融機関や個人を保護するという観点では一貫している。学習塾に対する規制も、万人に対する均等な教育機会の提供、ゲームも、特に未成年に関しての中毒性に対する警告、という意味では同じ路線である。

Q3) なぜこのタイミングなのか。

A3) 経済成長率鈍化に伴う政策焦点の変化という流れはもともとあった。だが、そこに新型コロナウイルスの影響が加わり、その影響を比較的強く受けたのが零細企業などだったからではないか。

これまでも経済成長率鈍化に伴う「質」の強化、つまり規制強化は継続的にあった。環境規制はもちろんのこと、学習塾に対する規制やゲーム産業に対する批判に加えて、それ以前より、不動産市場に対する規制や、様々な安全・安心に関わる規制強化は続いていた。例えば 2020 年 6 月には、中国副食流通協会が発表した「児童零食通用要求」が施行されたことで、子どものおやつに関する原料や栄養成分などの規定が明記された。あるいは、中国国務院は 2021 年 1 月 1 日より「化粧品監督管理条例」を施行、品質に対する企業の安全責任の明確化などを行っている。また、2022 年 1 月 1 日より施行される「中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法」では、食品表示（特に水産物、保健食品・特別用途食品）に関する義務付け等が新たに規定されている。

全ての規制を網羅できてはいないため、数量化した分析ができるわけではない。ただ、それでも規制強化が加速している印象があるとするならば、その理由は新型コロナウイルスによる影響もあるのではないか。

新型コロナウイルスの影響を大きく受けたのは、各国政府の政策動向からもわかる通り、社会的弱者が多かったように思われる。それは個人もそうであるし、零細企業もそうだ。経済成長率が鈍化し、追加的財政支出も難しくなる中、相対的な弱者保護という観点から、規制強化がより積極的になされている可能性はあるだろう。

Q4) 今後も規制強化は続くのか。

A4) 中国の経済成長率の鈍化は続くと考えている。結果、中国政府の政策の焦点は大衆の安全・安心の保障強化であり続けるだろう。

今後も規制強化は続く、とわれわれは考えている。理由は経済成長の鈍化が続くと考えているからである。

中国の経済成長率鈍化の背景には、上記の (1)「サービス化」の進展以外に、(2) 一人当たり所得あるいは経済規模の大きさ拡大（いわゆる分母が拡大することで成長率が鈍化）や、(3) 技術進歩率の向上によるキャッチアップ余力の枯渇、に加えて、(4) 人口減少による労働供給余力の縮小、

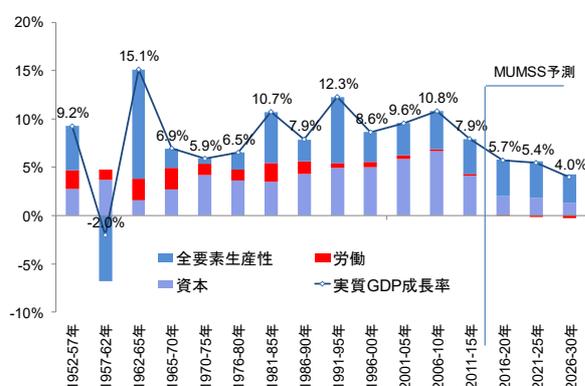
(5) 所得上昇に伴う余暇拡大による労働時間減少からの労働投入の低下、などが考えられる。

成長率の鈍化が継続するならば、中国政府の政策焦点は「質」の強化であり続けるだろう。その場合、様々な産業において規制は強化されていくと考えられる。そして、さらに今度は、その(6) 様々な規制の強化、が資本増加率の抑制要因（および社会保障費用を含めた人的資本コストの上昇に伴う労働投入抑制要因）となることで、経済成長率を鈍化させていくことになるだろう。

われわれは、2021~2025年の実質GDPの潜在成長率を年平均で5.4%、2026~2030年を4.0%と、成長率が徐々に鈍化していくと想定している。

なお、中国国家情報センター（国家信息中心）予測部が2020年9月に発表した中国の潜在成長率は、楽観シナリオで2021~2035年に5.5%、2035~2050年に4.0%、悲観シナリオでそれぞれ4.5%、3.0%と、いずれにせよ鈍化する方向で予測されている。

図表7. 中国実質GDP、成長会計による分解



出所：2010年までは丸川知雄（2013）『現代中国経済』表1-1より。2010年以降は同著計算を参照に『中国統計年鑑』よりMUMSS作成。

図表8. 中国実質GDP、成長会計による分解（表）

年平均	GDP成長率	資本増加率	就業者増加率	全要素生産性(TFP)成長率	成長に対する寄与率			労働分配率(推計)
					全要素生産性	資本	労働	
1952-57年	9.2%	8.6%	2.8%	4.6%	50%	30%	20%	0.68
1957-62年	-2.0%	9.7%	1.7%	-6.8%	-	-	-	0.62
1962-65年	15.1%	4.5%	3.4%	11.3%	75%	10%	15%	0.65
1965-70年	6.9%	6.8%	3.7%	2.0%	29%	38%	33%	0.61
1970-75年	5.9%	9.5%	2.1%	0.6%	9%	71%	20%	0.56
1976-80年	6.5%	7.8%	2.1%	1.8%	27%	55%	17%	0.54
1981-85年	10.7%	8.2%	3.3%	5.3%	49%	33%	18%	0.57
1986-90年	7.9%	9.5%	2.4%	2.3%	29%	54%	17%	0.55
1991-95年	12.3%	10.0%	1.0%	6.9%	56%	40%	4%	0.51
1996-00年	8.6%	9.9%	1.2%	3.1%	36%	58%	7%	0.50
2001-05年	9.6%	10.7%	0.7%	3.4%	35%	61%	3%	0.45
2006-10年	10.8%	11.7%	0.4%	4.0%	37%	62%	2%	0.43
2011-15年	7.9%	8.2%	0.4%	3.6%	46%	52%	2%	0.49
2016-20年	5.7%	4.2%	0.0%	3.8%	72%	30%	-1%	0.52
2021-25年	5.4%	3.8%	-0.3%	3.8%	69%	33%	-3%	0.52
2026-30年	4.0%	2.8%	-0.5%	2.9%	73%	34%	-7%	0.52

出所：2010年までは丸川知雄（2013）『現代中国経済』表1-1より。2010年以降は同著計算を参照に『中国統計年鑑』よりMUMSS作成。

Q5) どのような分野で今後、規制が強化される可能性があるのか。

A5) あらゆる分野で強化される可能性が高い。あえて基準を挙げるとすれば、(1) 家計を圧迫するなど庶民の不満がある分野で、(2) 一部企業が「不当」な利益を得ていると判断されるような分野か。

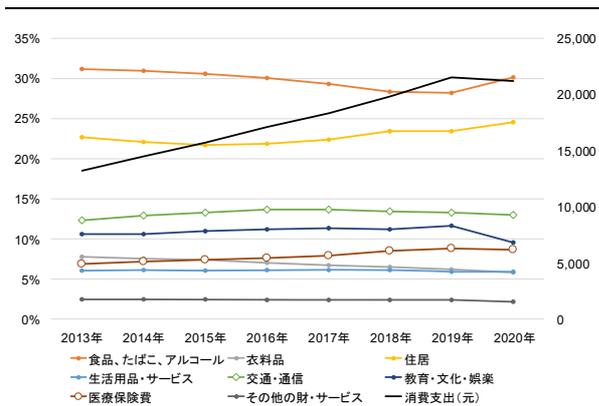
今後も経済成長率鈍化に伴う政策の焦点が、より「質」的なものへと向かうことは明確だ。そのような中、ありとあらゆる産業において、何らかの形で規制が強化される可能性は高い。かつての日本もそうであった（なお、日本の食品衛生法が施行されたのは1947年、中国は1995年である）。

中国も、食品や健康などあらゆる分野で、その規制が先進国水準まで強化されていくだろう。

その中でどの産業が短期的に規制強化の対象になるかを考えるのは難しい。あえてその基準を考えるとすれば、(1) 家計を圧迫するなど庶民の不満がある分野で、(2) 一部企業が「不当」な利益を得ていると判断されるような分野かと考えられる。

大雑把な基準にしかならないが、中国における一人当たり消費の内訳から、負担が増えていると考えられる分野を想定しておこう。8大品目が明らかにされているものの、それ以上の詳細がないことに注意したうえで考えてみたい。

図表 9. 中国一人当たり消費の推移と内訳



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 10. 中国一人当たり消費の推移と内訳の比較

(消費全体に占める割合)	2013年	2019年	2020年
消費支出 (元)	13,220	21,559	21,210
食品、たばこ、アルコール	31.2%	28.2%	30.2%
衣料品	7.8%	6.2%	5.8%
住居	22.7%	23.4%	24.6%
生活用品・サービス	6.1%	5.9%	5.9%
交通・通信	12.3%	13.3%	13.0%
教育・文化・娯楽	10.6%	11.7%	9.6%
医療保険費	6.9%	8.8%	8.7%
その他の財・サービス	2.5%	2.4%	2.2%

出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

消費に占める割合を連続性のある 2013 年以降の統計にて確認すれば、やはり比率として大きく上昇したのは「住居」である。具体的には 2013 年の 22.7% から 2020 年には 24.6% へと大きく拡大している。

また、教育だが、2020 年には「教育・文化・娯楽」という大きな区分けでは大きく低下し、2013 年の 10.6% から 2020 年は 9.6% となったものの、こちらは新型コロナウイルスによる文化・娯楽への影響がその多くを占めていると考えられる。そこで 2019 年を見ると、11.7% と、こちらは同期間中 (2013 年から 2019 年まで) に最も拡大した項目となっている。

それ以外で目に付く変化は、「医療保険費」だ。2013 年の 6.9% から 2020 年は 8.7% へと大きく拡大している。医療保険の分野では、その加入者が増え、データが累積するほど、個人によりカスタマイズされた形で保険料を引き下げることが可能であるように思われる。それがなされていない場合は、家計を圧迫しているものとして、規制される可能性はありそうだ。

それから、想像力を働かせたいのが「交通・通信」の分野である。こちらも 2013 年の 12.3% から 2020 年には 13.0% へと増えている。新型コロナウイルスの影響によって交通費用がそれ以前ほどにはかからなかった可能性を考えれば、増えているのは通信であろう。これは中国に限ったことではないが、情報産業の発展に伴い、通信費用は多くの国で家計を圧迫しているようだ。こちらも通信産業が寡占状態となっており、またそれが不当に高い価格を要求している、ということが社会問題視された場合には、規制される可能性が出てくるだろう。

いずれにせよ、規制強化のタイミングは何らかの社会的事象に関わる場合が多そうだ。その意味で、中国国内における社会情勢、特に庶民の不満の出所を SNS のランキングなどで注視しておくことが助けになりそうである。

Q6) 一時的とはいえ、金融市場に大きな混乱があった。中国政府はどう考えているのか。

A6) 中国政府は金融市場の混乱自体を望んでいるわけではない。改革開放路線は継続しよう。但し、共産党の意向は積極的にくみ取る必要があるだろう。

学習塾に対する規制によって株式市場などが大きな影響を受けたものの、2021 年 7 月 28 日の段階で、国営メディアの新華社が株式市場の連日の急落に対するコメントを発表。「最近発表されたプラットフォーム経済、学外塾業界に関する規制政策が中国の長期的な発展に貢献するものである」と述べた。また、ゲーム業界に対する 2021 年 8 月 3 日の強い批判の表現も、翌日の 8 月 4 日には表現を和らげている。

両方とも、中国政府が望んでいるのは特定産業の規制であって、金融市場などに対する影響を望んだわけではなかったと考えられる。

一方、2021年7月28日に新華社は「中国の対外開放の確固たる決意は変わっていない」とも強調している。この部分を次のQ&Aにて少し考えてみたい。

Q7) 今後、対外開放路線はどうか。資本市場への規制は強化されるのか。

A7) 中国政府のスタンスは中長期的な改革開放路線の維持だと考えている。それは米中関係を踏まえるとなおさらだ。但し、短期的な資金流出などに関しては規制をかける可能性は残る。特にホットマネーの流出が続いていることは懸念材料の一つだ。

中国の対外相手国として最も重要な国はやはり米国である。だが、米中の四つの覇権（経済、技術、基軸通貨、軍事）を巡る争いは、経済という側面においては改善している点もなくはないが、技術分野などでは対立構造はより深まっている。

そのような中、技術の進歩に時間がかかる中国としては、米国に対して何らかの譲歩をせねばならない。その譲歩は大きく三つある。それは(1)米国からの輸入の拡大、(2)相対的な対ドル人民元高、そして(3)中国国内市場の開放、である。

米国との関係もあり、中国は何らかの形で国内市場の開放を進めていく必要がある。つまり、新華社の「中国の対外開放の確固たる決意は変わっていない」という部分は、文字通りの意味と解釈してよさそうだ。

対外開放を進める。だが、一方で規制の強化を進める。それはつまり、対外開放を進めるものの、そこには一定の基準があるということが前提になると考えられる。すなわち、これまで通り中国共産党の意図に沿ったものであるという大前提である。

中国共産党の意図とは何か。それは以下の三点であるように考えられる。

まず(1)中国国内市場重視。対外開放は重要であるが、国内市場において、開放する対象の産業が競争できる程度に育っている必要がある。

次に(2)政策の焦点として「質」重視。特に一般大衆の不満を和らげ、満足度を高めることに焦点が置かれていると考えられるため、社会保障の徹底や消費者保護などをこれまで以上に重視する必要がある。

それから(3)安全保障重視。ビッグデータは個人情報保護やディープラーニングなどの観点からも重要な資源であるが、それと同等か、それ以上に安全保障上の重要性もある。

この三つの点を踏まえたうえで、対外開放を進める、というのが中国政府の想定している方向性ではないかと、われわれは考えている。

但し資本規制が強化される懸念材料はある。例えば「ホットマネー（熱銭）」のデータを確認しておこう。「ホットマネー」とは、短期資金の流出入のことを指し、短期であるが故に投機的な性格が強く、マクロ経済を攪乱する可能性が大きい。具体的には、直接投資以外の資本取引と誤差脱漏に計上される資金として、「外貨準備増減－経常収支－直接投資」と計算される。国際収支統計の定義に基づいて、以下のように書き換えることも可能だ。

$$\begin{aligned} \text{ホットマネー} &= \text{外貨準備増減} - \text{経常収支} - \text{直接投資} \\ &= \text{資本移転等収支} + \text{誤差脱漏} - \text{証券投資} - \text{その他投資} - \text{金融派生商品} \end{aligned}$$

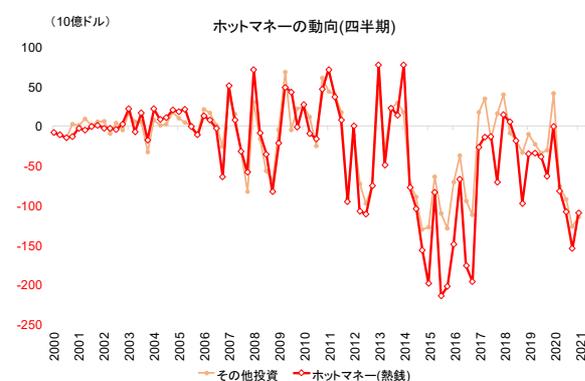
となる（「経常収支＋資本移転等収支＋誤差脱漏＝外貨準備＋金融収支」および「金融収支＝直接投資＋証券投資＋派生金融商品＋その他投資」の定義を使用）。

うち、「資本移転等収支」は無償資金協力などが含まれており、通常は大きな額ではない。「誤差脱漏」はときどき大きな金額になるが、その要因を特定することは困難である。また、「証券投資」、「金融派生商品」の金額は大きくないため、結局は「その他投資」とホットマネーは似た動きを示す(なお「その他投資」は「現・預金」や居住者・非居住者間の直接の「貸付・借入」、そして「貿易信用・前払」などが含まれる)。

そこでホットマネーの動きを見てみると、2014年から2016年にかけて大きく流出超過となった。2018年上半期には流入超過となったものの、それ以降は再び大きく流出超過となっている。

気になるのは、ホットマネーが流出超過になるにつれ、何らかの規制が強化されているように見えることだ。もちろん、それ以外でも株式市場や為替市場の急激な動きがあったことも背景にあるわけだが、ホットマネーの流出が続けば、資本市場に対する何らかの規制が強化される可能性が高まると考えておいてもよさそうだ。

図表 11. ホットマネーの推移



注：ホットマネー＝資本移転等収支＋誤差脱漏－証券投資－その他投資－金融派生商品として計算。

出所：中国国家外貨管理局より MUMSS 作成

図表 12. 2015年以降の中国政府の規制の一部

日時	政策内容	発表機関
2015年6月	「証券会社信用取引業務管理弁法」を発表。証券会社は信用取引の規模を純資本の4倍以下に抑えなければならない、等。	中国证券监督管理委员会
2015年7月	新規株式公開 (IPO) 承認停止。期間は2015年7月～2015年11月 (各種報道)	中国国務院、沪深証券取引所
2015年8月	人民元の対米ドルレート基準値の算出方法を変更。それに伴い人民元は11日の基準値を前日から1.9%切り下げ	中国人民銀行
2017年5月	人民元の対米ドル為替レートの基準値の算出に「逆周期因子」(カウンターシクリカルファクター)を導入	中国外国為替取引システム (CFETS)
2018年9月	「逆周期因子」を再度導入	中国人民銀行
2020年10月	人民元の基準値を設定する際に逆周期因子要素の使用を取りやめると発表。	中国外国為替取引システム (CFETS)
2020年11月	「アントグループ(アリババグループ傘下のフィンテック企業)の上場計画中止に関する決定」を発表	上海証券取引所
2021年2月	「プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン」を発表。	中国国務院
2021年7月	「法律に基づく違法証券活動の取締まり強化に関する意見」を発表。中国企業の国外上場への管理強化、域外適用のための法規整備へ	中国国務院
2021年7月	「義務教育段階の学生の宿題や学校外教育の負担のさらなる軽減についての意見」を発表	中国国務院

出所：各種報道、各機関 HP より MUMSS 作成

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

李智雄

住 所：東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

E-Mail : lee-chiwoong@sc.mufg.jp TEL : 03-6627-5234



対ドル相場の安定をより重視する局面

三菱UFJ銀行
グローバルマーケットリサーチ
シニアアナリスト 井野鉄兵

8月のレビュー

中国人民元対ドル相場は6.46台前半で取引開始。6日発表の米雇用統計の結果を受け、ドル高人民元安となり6.48台まで下落し、しばらくは同水準前後で推移した。その後、市場予想比でも弱かった7月の主要経済指標公表、アフガニスタン情勢悪化や、18日夜間に発表された7月のFOMC議事要旨で、FRBの資産買入策縮小の年内実施を織り込む動きとなると、20日にかけて6.50台前半まで下げ幅を拡大した。もっとも、同水準では底堅く、7月安値(6.51台前半)には届かず反発。27日のジャクソンホールにおけるパウエルFRB議長講演を経て、翌30日には一時6.46台まで上昇して月末を迎えている。対円相場は16.97で取引開始。円安主導で11日にかけて高値17.08まで上昇したが、上値は重く17日には安値16.83まで反落している。その後は人民元ジリ高となったものの明確な方向感はず、1ヵ月を通して上下1.5%の狭いレンジでの推移となった。

中国経済の減速感強まる

8月の外国為替市場では、米FRBによる資産買入策縮小着手の早期化見通しが台頭したことや、アフガニスタン情勢が緊迫化したことなどとならび、中国経済の減速懸念強まったことがいわゆるリスク回避要因のひとつとして材料視された。実際、月内に発表された7月の経済指標は、月初の7月民間版購買担当者景況指数(PMI)を皮切りに、輸出、卸売物価指数ベースのインフレ率、社会総融資産残高およびマネーサプライ、そして鉱工業生産、小売売上高、固定資産投資と、いずれも予想を下回った(インフレは予想を上回った)。とりわけ重要視される鉱工業生産の伸び率低下が加速したこと、小売売上高の伸びが鈍化したことが、金融市場における中国経済への懸念を強めたと言えそうだ(第1図)。

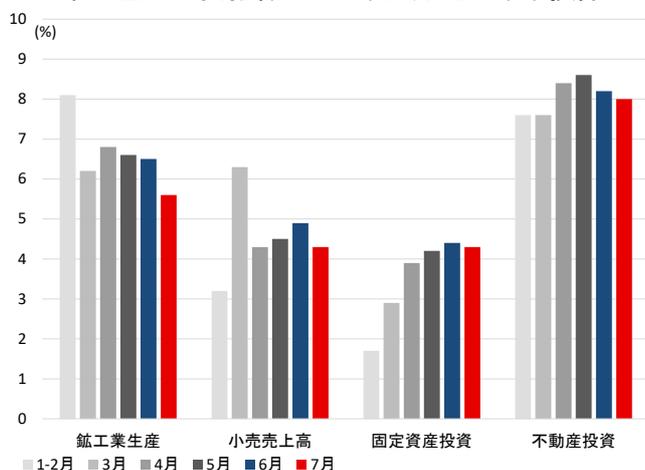
コロナ禍となつてからの中国経済を牽引したのは、マスクなど衛生用品や在宅勤務のための電気通信機器等の特需的な外需拡大が主導した生産活動の活発化だった。しかし、昨年来の人民元高や商品価格の上昇、国内での局地的なコロナ感染による物流能力の低下、周辺アジア各国での行動制限に伴うサプライチェーンのボトルネック化といった問題が徐々に積み重なり、今年に入ってから生産活動の伸びが鈍化してきていた。一方、生産の伸びが鈍化するなか、バランスをとるかのよう消費や投資といった内需は着実に拡大してきた。当局も、不均衡な回復を是正する動きとして当初はこうした傾向を評価していたが、7月には消費、投資と内需の伸びも鈍化。人民銀が7月に預金準備率の引き下げに踏み切ったことの効果はこれから顕現化してくるものと考えられるが、金融市場では、追加的な財政・金融支援策実施は不可避との見方が強まっている。

地方債発行増の観測も預金準備率引き下げ期待を高める

他方、国内金融市場では、月末にかけて短期金利に上昇圧力がかかった。月末の決済需要に加えて、今年これまでペースが鈍かった地方債の発行が今後増加するとの観測が強まっていることが要因として挙げられている。年初来7月までの地方債発行額（一般債、特別債合算）は3兆9,979億元で、このうち借換債を除いた新規調達分は1兆8,833億元となっている。これは今年度の地方債発行枠（同）4.47兆元の42%にとどまる（第2図）。ロイター社報道では、すでに8月の発行は7月単月を超えるペースとなっているようだ。地方債の発行が増えれば、地方政府による公的支出、投資の拡大が進み、国内経済全体を押し上げることが期待される。その反面、国内金融市場で発行される地方債の多くは、引受した銀行が満期まで保有する。よって、銀行にとってはその分、企業への貸出余力が低下することになり、民間部門にとっては流動性吸収のような側面がある。それゆえ、足もとは企業の資金調達ニーズが高まり短期金融市場で金利上昇圧力がかかっているということだろう。このため、人民銀は、短期金利上昇を抑制すべく、25日以降連日ネット400億元の資金供給超とする金融調節を続け、対処している。

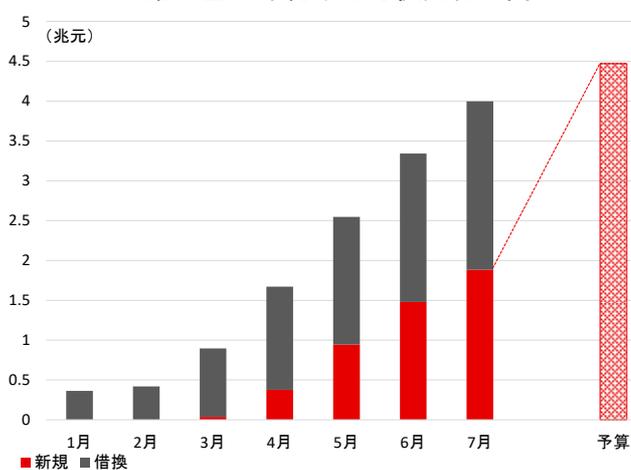
人民銀は、一般的には金融緩和と解釈できる7月の預金準備率引き下げに際し、金融緩和ではなく「穏健な金融政策」下の「通常のオペレーション」と説明した。8月9日に公表した『第2四半期金融政策報告』でも、人民銀は、金融政策の安定性を維持し、「断固としてバラマキを行わない」「焦点を絞り、中小企業と困難企業の持続的な回復を支える」との方針を示したうえで「正常な金融政策の実施を堅持」と繰り返した。少なくとも8月の同報告書公表時点では、姿勢の変化は見受けられない。地方債発行促進と、民間企業の間接金融支援を両立し、かつ「バラマキ」色を抑えるとなると、今後検討される金融面での追加措置は、事実上の政策金利とされる最優遇貸出金利(LPR)の引き下げではなく、追加の預金準備率引き下げが優先されるとみていだろう。

第1図：主要指標の19年同月比（年率換算）



(注) 固定資産投資、不動産投資は年初来
 (資料) 中国国家统计局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：年初来地方債発行残高



(資料) 中国財務省より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

米国との金融政策の方向性は逆のはずだが

いずれにせよ、客観的に評価して、人民銀の金融政策スタンスは緩和的であると言えよう。翻って、米国の金融政策を巡っては、FRBが資産買入策の縮小いわゆるテーパリングを年内にも着手し、金融政策正常化に踏み切るとの見方が8月中に定着した。したがって、中国との金融政策の方向性

は逆方向になっていると言っているだろう。したがって、中期的には対ドル相場を中心に金融緩和傾向の人民元に下落圧力がかかりやすい環境であるとの見方を維持していいと考える。

ただ、そうしたなかでも、8月の対ドル相場は若干人民元安に推移しつつも、直近7月の安値を更新しなかった。このため、先進国通貨との対比では、人民元の下げ幅は限られ、名目実効為替相場であるCFETS人民元指数は8月も上昇基調を維持したと言える。20日には、2016年3月以来の99台に到達している(第3図)。実際には当方の中期的な見通しに反し、人民元そのものの増価傾向は変わらなかったということだ。

政府は9月1日にも今年3回目となる国家戦略金属備蓄を放出するための入札を実施する。国際商品価格は上昇一服となるも、水準はいずれも高止まりしていると言える。このため、国家備蓄を放出して価格を抑制し、特に業績が圧迫されている中小企業の原材料調達を支援する意向だ。すなわち、外国為替相場からみた輸出競争力の観点では人民元高への誘導はしばらくは、多くの国際商品価格がドル建となっている以上、人民元安にも誘導しづらいという環境が続いていると言える。今年対ドル相場は3月から6月まで上下に振れる局面となったほかは、日次終値の平均である6.47台前後で概ね横ばい圏での推移が続いている(第4図)。CFETS人民元指数については2018年来のレンジ上抜けを許容していることも踏まえると、人民元が平時よりも対ドル相場の安定を重視して通貨政策を運営している可能性があると考えられる。

27日のパウエルFRB議長講演により、FRBの年内テーパリング着手はほぼ織り込まれた一方、目先は、利上げ早期化論は台頭しづらくなったと言え、ひとまず8月にかけてのドル高は一巡したとみてよさそうだ。よって、人民元の対ドル相場でも下落圧力は緩和され、人民元にとってはこれまでより6.47台前後での安定推移に誘導しやすい環境となったと言えよう。また、ジャクソンホール後の外国為替市場ではドル安気味となっていることから、CFETS人民元指数では、人民元高が一服しそうだ。すでに2018年来のレンジは外れてしまっているが、人民元が対ドル相場で安定すなわち、相対的にはドル安に追従することとなれば、従来の「合理的かつ均衡のとれた水準」に保つという通貨政策スタンスも維持することができそうだ。なお、この場合、対円相場は人民元がやや弱含みとなる方向でみておいていいと考えている。

第3図：CFETS 人民元指数



(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：年初来の対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

予想レンジ

	21年9月	10月~12月	22年1月~3月	4月~6月
USD/CNY	6.30~6.70	6.35~6.75	6.35~6.75	6.35~6.75
CNY/JPY	16.7~17.2	16.4~17.3	16.2~17.2	16.0~17.1

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2021年8月31日)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

シニアアナリスト 井野鉄兵

Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei_ino@mufg.jp



「華南ビジネス最前線」 第50回 ～広東省「第14次五ヵ年計画及び2035年までの長期目標綱要案」を発表

三菱UFJ銀行
アジア法人営業統括部
アドバイザー室

2021年3月12日、全人代は「中華人民共和国国民経済・社会発展の第14次五ヵ年計画綱要」¹を発表した。翌月の25日に、広東省政府は第13期人民代表大会第4回会議で採択された「広東省国民経済・社会発展の第14次五ヵ年計画及び2035年までの長期目標綱要案」²（粵府〔2021〕28号、以下「十四・五計画」）を公布した。本稿では、十四・五計画の背景と主な内容を簡単に紹介する。

1. 第13次五ヵ年計画の振り返り

2016年3月に公布された広東省の第13次五ヵ年計画（2016～2020年、以下「十三・五計画」）では、「1つの優先、4つの基本」というスローガンを挙げていた。「1つの優先」では、2018年までに広東省のGDPと一人当たりの収入を倍増させ、ハイレベルな市場体系づくりを優先項目に置いた。「4つの基本」では、経済、イノベーション、産業と環境保全という4つの分野において、基本体制の整備と発展を目指すものであった。

十三・五計画期間中に、広東省はGBA（大湾区）³と一帯一路のダブル国家戦略に恵まれ、各分野において大きな成長を図り、スローガンに掲げた目標を実現した。GDPは2015年期初の7.47兆人民元から2020年の11兆人民元に大幅増加し、32年連続で全国1位となった。貿易に関しては、一般貿易が全体輸出額に占める割合は42.1%から55.1%まで増加し、従来の加工貿易を上回って省の主要貿易主体となった。2020年の輸出入総額は7.1兆人民元に上り、35年連続で全国首位となった。

2. 第14次五ヵ年計画の主要内容

十四・五計画では、広東省の現代化発展の実現に向け、GBAと深圳における中国の特色ある社会主義先行モデル地区（以下「双区」）が舵を取って「イノベーションの促進」、「現代産業システムの構築」、「効率的な経済循環」、「ハイレベルな改革開放」と「国内外双循環」の5つの方針を明言した。各方針に基づいた具体的な施策が打ち出された。以下では企業にとって関心が高いと思われる項目を抜粋して紹介する。

¹ 概要は弊行が2021年3月23日に発行した「[第494期中国経済週報](#)」を参照。

² 原文は[こちら](#)を参照。

³ 粵港澳大湾区（Greater Bay Area）を指す。

図表 I 十四・五計画 5つの方針における具体施策概要 (抜粋)

方針	分野	具体施策の概要(抜粋)																						
イノベーションの促進	R&D強化	<ul style="list-style-type: none"> GBA 国際技術革新センターと総合国家科学センターのインフラ建設を加速させ、深圳・香港科技革新協力区の深圳園区、横琴広東・マカオ緊密協力区、広州技術革新協力区の3つの主要イノベーション協力区を建設 GBA 協同ラボ、企業ラボ、各専門領域のラボを建設 サイバー空間基盤技術、病原微生物学、伝染病学、脳科学と類脳研究、遺伝子工学、合成生物学等領域の研究と応用を強化 																						
	政策支援	<ul style="list-style-type: none"> 企業間 R&D 団体の設立や国家重要 R&D プロジェクトへの参加、R&D コスト投入の奨励に優遇税制を提供 知財保護と運用体制の健全化に向け GBA で国際知財協力センターを設立 省内発明・製品に対して、国際知財権の取得を援助する 																						
	人材確保	<ul style="list-style-type: none"> GBA の大学、研究所、R&D 施設、ラボ間の技術者交流の強化 GBA 高度人材協力モデル区、南沙国際人材特区の設立 海外人材の誘致に所得税優遇の提供や査証・永住権の申請を簡易化 																						
現代産業システムの構築	製造業	<ul style="list-style-type: none"> 十大戦略的軸産業群の伸び率を省の GDP 成長率に同調させ、十大戦略的新興産業群の伸び率を 10%以上維持する <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">十大戦略的軸産業群</th> <th style="text-align: center;">十大戦略的新興産業群</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 次世代電子</td> <td>1. 半導体・IC チップ</td> </tr> <tr> <td>2. グリーン石油化学</td> <td>2. 先端機械製造業</td> </tr> <tr> <td>3. IoT 家電</td> <td>3. ロボット</td> </tr> <tr> <td>4. 自動車</td> <td>4. ブロックチェーン・量子情報</td> </tr> <tr> <td>5. 先端原材料</td> <td>5. 次世代原料</td> </tr> <tr> <td>6. 現代軽工業</td> <td>6. グリーンエネルギー</td> </tr> <tr> <td>7. 情報 IT</td> <td>7. レーザー・3D 印刷</td> </tr> <tr> <td>8. UHDTV</td> <td>8. デジタルイノベーション</td> </tr> <tr> <td>9. 生体医療・ヘルスケア</td> <td>9. 防災・グリーン</td> </tr> <tr> <td>10. 現代農業・食料品</td> <td>10. 精密機器設備</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 5G 発展と応用の強化に向け「UHDTV(4K/8K)産業発展試験区」を建設 国家・省級レベルの品質管理センター、検査ラボ等を建設 省内での主要なもの作りのスマート化に向け、工業インターネット⁴、ICT 技術、ロボットの導入を推進 産業ハイエンド化にガバナンスを強化し、製品の品質と安全性がともに国内外基準を満たすよう推進 	十大戦略的軸産業群	十大戦略的新興産業群	1. 次世代電子	1. 半導体・IC チップ	2. グリーン石油化学	2. 先端機械製造業	3. IoT 家電	3. ロボット	4. 自動車	4. ブロックチェーン・量子情報	5. 先端原材料	5. 次世代原料	6. 現代軽工業	6. グリーンエネルギー	7. 情報 IT	7. レーザー・3D 印刷	8. UHDTV	8. デジタルイノベーション	9. 生体医療・ヘルスケア	9. 防災・グリーン	10. 現代農業・食料品	10. 精密機器設備
	十大戦略的軸産業群	十大戦略的新興産業群																						
1. 次世代電子	1. 半導体・IC チップ																							
2. グリーン石油化学	2. 先端機械製造業																							
3. IoT 家電	3. ロボット																							
4. 自動車	4. ブロックチェーン・量子情報																							
5. 先端原材料	5. 次世代原料																							
6. 現代軽工業	6. グリーンエネルギー																							
7. 情報 IT	7. レーザー・3D 印刷																							
8. UHDTV	8. デジタルイノベーション																							
9. 生体医療・ヘルスケア	9. 防災・グリーン																							
10. 現代農業・食料品	10. 精密機器設備																							
サービス業	<ul style="list-style-type: none"> 生産性サービス業においてビッグデータ、IoT の活用、金融サービスにブロックチェーンの応用を模索 CEPA⁵ の枠に、航空物流、金融、クリエイション、C&E⁶、会計、法務、税務、コンサルティング等専門サービスを中心に、香港・マカオとの連携を強化し、広東省での開業手続きを簡易化する サービス保険の推進、格付け制度の導入、ガバナンス制度及び統計調査制度の整備 																							

⁴ 工業インターネットとは、センサーなどのモノとモノをデジタルネットワークでつなげることで、モノを自律的に作動させる仕組み。

⁵ 「Mainland and Hong Kong Closer Economic Partnership Arrangement」(中国本土・香港経済連携緊密化取決め)、中国・香港政府間で締結された自由貿易協定 (FTA) であり、同様の協定は中国とマカオの他にも締結されている (中国本土・マカオ経済連携緊密化取決め)。主な内容は、香港・マカオ原産品が中国本土へ輸入される際の関税免除、香港・マカオのサービス業者、小売業者に対して中国本土の市場参入を認める。

⁶ 「Convention & Exhibition」、会議・展示会を指す。

方針	分野	具体施策の概要(抜粋)
現代産業システムの構築	金融業	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2025 年まで金融業が占める GBA での GDP 割合を 10%前後目指す ▪ 金融機関の外貨外債額が 30 兆人民元、省内上場企業数が 1,500 社以上を目標とする ▪ グローバルスタートアップ拠点の形成に向け「専門金融サービスモデル区」を深圳に設立し、イノベーション、海洋、民生、産業サプライチェーン関連企業に各種金融サービスを提供する ▪ 珠海とマカオにおけるクロスボーダー債券の発行、グリーンファイナンスの推進や漢方材料の先物取引を強化 ▪ GBA 債券発行のプラットフォームを設立、GBA 限定の保険商品を推進し、債券市場の拡大と債券の多様化を図る ▪ GBA 国際商業銀行、国際海洋開発銀行等コアな金融機関の設立を加速させ、メガバンクや大手金融機関が広東省に子会社または支店の設立を奨励 ▪ デジタル貨幣とデジタル決済の革新・応用に、深圳と広州を「デジタル人民元パイロット区」の指定に促す ▪ 金融業のガバナンス強化に先端技術を導入し、広州と深圳で金融革新技術監理を行う ▪ 省内重要インフラ建設項目に開発性金融機構、保険会社、香港・マカオ投資者などからの投資を誘致する ▪ 香港・マカオと広東省間、人と物流の往来利便化に向け「湾区通」を推進し、GBA グリーンカード制度を導入する ▪ 「放管服改革⁷」のさらなる深化を図り、香港・マカオからの投資項目の審査を簡易化する
効率的な経済循環	情報処理	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 全国ビッグデータ統合体制を GBA に集結し、さらにデータセンターの機能向上に向けてスーパーコンピュータのプラットフォームを整備 ▪ GBA 量子情報バックボーン・ネットワークを構築し、国家広域量子情報バックボーン・ネットワークとの接合を実現
	物流	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「12312 交通運輸ネットワーク」⁸ の建設を加速する ▪ GBA を軸にした沿海都市経由の高速鉄道、高速道路を建設する ▪ 汕頭港、湛江港を中心に粵東・粵西の港湾を整備し、2025 年まで取扱貨物量年間 21 億トン以上を目指す ▪ 広州、江門、清遠、潮州に新たな空港を建設し、国際線・国内線のルートを再構築する。2025 年までに年間旅客利用数と取扱貨物量をそれぞれ 2.5 億人と 650 万トン以上を目指す
	消費と購買	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 省政府主導の販促イベントの規模を拡大、自動車購入制限政策の緩和と新エネルギー自動車の普及を促す ▪ プラットフォームビジネス、シェアリングエコノミー、エクスペリエンス・エコノミー、ライブコマース等新興消費パターンの普及を促進
ハイレベルな改革開放	デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ▪ デジタル経済の実現に向けて、広州で「ブロックチェーン先行発展パイロット区」を建設 ▪ 広州と深圳で「国家 AI 発展試験区と応用先行区」の建設 ▪ サービス貿易業のデジタル化の促進に「クロスボーダーの電子サービス総合試験区」と「国家デジタルサービス輸出基地」の建設 ▪ 5G、IoT、センシング技術を活用したスマートシティの建設 ▪ データ要素市場の構築に、深圳で「GBA データ・エクスチェンジ・センター」の建設

⁷ 「権限委譲・管理・サービス」、簡政放権（行政簡素化と権限委譲）、放管結合（権限委譲と管理の両立）、優化服務（サービスの向上）の略称。

⁸ 「12312 交通運輸ネットワーク」とは、珠三角地区の主要都市間は 1 時間以内、珠三角地区と粵東・粵西・粵北地区間は 2 時間以内、国内・東南アジア主要都市間は 3 時間以内、海外主要都市は 12 時間以内と移動時間を目指すネットワークのこと。

方針	分野	具体施策の概要(抜粋)
ハイレベルな改革開放	国際協力	<ul style="list-style-type: none"> RCEP⁹の優位性を利用し、日本を含むRCEP参加国との相互貿易・投資を拡大する 外資企業によるサプライチェーンや戦略的産業群への技術的・金銭的投資とR&Dセンターの設立を積極的に奨励する
	対外貿易	<ul style="list-style-type: none"> 広東自由貿易試験区(FTZ)の拡大を国へ積極的にアプローチ 新たな保税區と保税物流センターを省内に建設する 「外商投資法」¹⁰の全面施行と国際仲裁組織の設立 クロスボーダーサービス貿易におけるネガティブリストの推進・実行 GBAを国際貿易拠点として構築し、グローバル・トレーサビリティ・システムやグローバル通関システムを導入する 資本項目収入の支払い利便化にクロスボーダー金融サービスを推進 国際基準に準じる市場参入審査体制を整え、中資系と外資企業に同一基準に適用する
	グリーン	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーのインフラ建設、エネルギーテックの研究と活用に注力、カーボンニュートラル社会を目指す 低炭素エネルギーの使用割合を上げ、工業、発電、交通等領域のCO2排出を削減し、低炭素社会の形成を積極的に取り込む グリーン産業サプライチェーンの推進に向け、設備・技術・産業規模を強化し、グリーン産業企業に優遇税制と支援の提供 省内企業に「グリーン・シルクロード」¹¹の参加を奨励する GBA 大気汚染防止先行区の建設、珠三角地区の工業排出管理のさらなる強化やグリーン港建設を推進
国内外双循環	国内向け	<ul style="list-style-type: none"> 交通、新型都市化、エネルギーなど大型インフラ項目の起動 民間企業による政府重要インフラ建設項目への参入・投資と不動産投資信託(REITs)を推進 「メイド・イン広東」製品の国内市場占有率を拡大 双区と京津冀¹²、海南FTZ、長江経済ベルト、長三角、黄河沿域等国家戦略区域の貫通を強化する
	海外向け	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略「一帯一路」との提携を強化し、対象新興国との貿易を拡大 良質な海外商品・ブランドを誘致し、世界に影響力を持つ消費圏を構築する 加工貿易商品による省内販路拡大を奨励する。企業に生産ライン改造や技術支援の提供や製品規格の国内認証基準を結合させる 「広東省推奨の技術と製品輸入目録」を適時改正し、海外の先端技術と設備の輸入範囲を拡大する 国際物流のハードウェアとソフトウェアを現代化させ、効率とカバーシティの向上を図る

⁹ 「地域的な包括的経済連携協定」、2020年に締結した経済連携協定(EPA)であり、正式な発効日は未定。主な内容は締約国相互間の関税の撤廃、知的財産権(特許・著作権の保護期間等)等。締結国は中国・日本・韓国を含む15カ国にわたる。

¹⁰ 2020年1月1日より、「外資三法」に代わり施行された「中華人民共和国外商投資法」であり、中国における外商投資の促進、保護及び管理に関する新たな枠組となる重要な基本法である。

¹¹ 2011年より実施され、一帯一路イニシアティブの下、環境保護能力の構築や産業の連携・マッチングなどを通して、中国の経済と社会の発展の成果をシェアし、地域の生態環境保護協力と持続可能な発展を促進するプロジェクト。

¹² 北京市(京)、天津市(津)、河北省(冀)の総称

3. まとめ

十四・五計画の原文は、冒頭で党の指導思想や基礎原則を再確認した上で、国家戦略計画である「双区」が登場した。文中で「双区」に言及した箇所は 100 を超え、イノベーション、産業、インフラ、改革開放などの様々な重要分野を網羅し、双区は広東省の重点政策として方針を固めたことが窺える。十四・五計画の中でも、大型インフラ項目の外資参入、クロスボーダー資金流通の緩和や投資項目審査の簡易化、保税区の新設などの政策は日系企業にとって期待できる施策であろう。ただし、香港とマカオには独立した司法システムがあるため、このような大型クロスボーダー・インフラ・プロジェクトや金融改革政策の策定から施行まで迅速に進めるにあたっては、今後広東省政府が香港、マカオ、深圳政府と連携を取っていくことが重要であろう。

また、昨今話題のカーボンニュートラルについて、中央政府が積極的に政策を進める中、各省政府も続々と関連政策を策定している。広東省では、2021 年の 5 月から広州市や東莞市など一部地域で電力不足による供給調整を理由に、操業停止を要請された日系企業が相次いでいる。今後広東省における低炭素エネルギーの使用や CO2 排出権取引、エネルギー消費規制等の政策は、日系企業にとっては大きな課題になるだろう。

一方、新型コロナ禍の影響を受け、世界各地はテクノロジーを活用した日常生活・経済活動、いわゆる「ニューノーマル時代」となった今、従来の加工貿易の中心地であった広東省は、「イノベーション」と「デジタル化」が「ニューノーマル時代」を勝ち抜く上でキーワードになるだろう。十四・五計画の内容を概観してみると、各方針におけるデジタル化、イノベーションとの融合が目立ち、広東省政府は先頭に立って「デジタル広東省政府」¹³ の改革政策を公表した。今後は各業界において飛躍的なデジタル政策を打ち出すことも想定できる。

広東省には日系企業の工場が数多く立地しているが、デジタル人民元・スマート製造など十四・五計画に基づくデジタル政策を今後日系企業がどう活用できるのか、あるいは新たなビジネスチャンスにつながっていく可能性について、当室は引き続き、関連政策動向を注視し、情報提供していきたい。

(本稿はニュースフォーカス 2021 年 6 月 7 日発行分を一部修正したレポートです)

¹³ 「広東省数字政府改革建設“十四五”規画」の原文は[こちら](#)を参照。

付録：

図表Ⅱ 広東省と全国版「十四・五計画」期間中（2021－2025年）の
経済発展主要指標の比較（一部抜粋）

指標	2020年実績		2025年目標値	
	広東省	全国版	広東省	全国版
省内総生産（GDP）成長率	2.3%	2.3%	～5.0%#	合理的な区間に維持し、核燃の状況に応じて設定
労働生産性（労働者一人当たりGDP）成長率	—	2.5%	～4.7%#	GDP成長率を上回る
住民一人当たりの可処分所得伸び率	—	2.1%	～5%#	GDP成長率とほぼ同水準
R&D支出の成長率	—	—	～10%#	年率7%超過
デジタル経済コア産業の増加値がGDPに占める割合	12.7%*	7.8%	20%	10%
GDP単位エネルギー消費量低減率	—	—	全国版に基づく	[13.5%低減] #
GDP単位二酸化炭素排出量低減率	—	—		[18%低減] #

※ [] は5年間の累計変動； *は2019年データ； #は年率／累積。

三菱UFJ銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室
住所：9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
Email：Kana_hm_chan@hk.mufg.jp
TEL：852-2823-6649

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



税務会計：企業と政府系事業組織の組織変更・再編に係る土地増値税政策の継続

KPMG中国

華北地域日系企業サービス

税務パートナー 李輝 (Lisa Li)

概要

財政部と国家税務総局は 2021 年 5 月 31 日付けで、「企業の組織変更・再編に係る土地増値税政策の継続的な実施に関する財政部・税務総局の公告」（財政部・税務総局公告 2021 年第 21 号）を公布し、企業の組織変更・再編に係る土地増値税の徴収猶予を支持する政策を継続する。すなわち、財稅【2018】57 号通達の政策要点を基本的に継続することとなる。

関連要件と主な変更

- 政策の適用範囲は、企業の組織変更、企業合併と分割、不動産の現物出資を含んでおり、これらの状況に合致する場合は、土地増値税の徴収を猶予する。ただし、当事者のいずれか一方が不動産開発企業である場合は、当該優遇政策を適用できない。また、投資主体に変更がなく、投資主体の存続に関する要件も踏襲される。
- 徴収猶予政策適用後に不動産を再譲渡する場合、「国による出資」を除き、取得原価に基づいて課税原価を算出する原則に変更はない。主な変更点は下記のとおりである。
 - 承認された「国による出資」の場合、評価額（再譲渡の課税原価として）は省レベルの自然資源部門による承認を得なければならない要件から、県レベルの自然資源部門による承認に緩和された。
 - 外部購入であり、かつ不動産購入發票を取得している不動産である場合、再譲渡の際に「1 年ごとに 5% を加算する」優遇政策を適用できることを新規追加した。
- 優遇政策の適用プロセスと必要な書類は、「税務機関の関連規定に基づく」に簡略化された。
- 政策の適用期間は 2021 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までである。当年度内に発生し、まだ処理されていない案件は、上記政策を適用できる。規定では政策の発効・施行日と移行期間の処理方法を明確にし、2021 年年初から政策が公布されるまでの空白期間における未処理問題を解決した。しかし、契稅（不動産取得税）の類似規定と比較すると、稅額還付規定を定めていない。

2021 年 21 号公告と財稅【2018】57 号との比較

主要な点について、以下の表にまとめた。

要点	財稅【2018】57 号	財政部・税務総局公告 2021 年第 21 号
適用範囲：企業組織変更	第 1 条：「中華人民共和国公司法」の規定によると、非公司制企業が全体的に組織変更して有限責任公司または股份有限公司に変更し、有限責任公司（股份有限公司）が全体的に組織変更して股份有	第 1 条：企業が「中華人民共和国公司法」の関連規定に基づき、非公司制企業が有限責任公司または股份有限公司への組織変更、有限責任公司が股份有限公司への変更、股份有限公司が有限責任公司への変更など

要点	財税【2018】57号	財政部・税務総局公告2021年第21号
	<p>限公司(有限責任公司)に変更した場合、組織変更前の企業が国有土地の使用権、その地にある建築物と付着物(以下、「不動産」)を組織変更後の企業に移転・変更することに対して、土地増値税の徴収を猶予する。</p> <p>本通達という全体的な組織変更とは、元の企業の投資主体に変更がなく、元の企業の権利と義務を継承することを指す。</p>	<p>を含む全体的な組織変更を行う場合、組織変更前の企業が国有土地使用権、その地にある建築物と付着物(以下、「不動産」)を組織変更後の企業に移転・変更することに対して、土地増値税の徴収を猶予する。</p> <p>本公告でいう全体的な組織変更とは、元の企業の投資主体に変更がなく、元の企業の権利と義務を継承することを指す。</p>
適用範囲：企業合併	<p>第2条：法律規定または契約条項に基づき、2社もしくは2社以上の企業が1社に合併し、かつ元の企業の投資主体が存続する場合、元の企業が不動産を合併後の企業に移転・変更することに対して、土地増値税の徴収を猶予する。</p>	<p>第2条：法律規定または契約条項に基づき、2社もしくは2社以上の企業が1社に合併し、かつ元の企業の投資主体が存続する場合、元の企業が不動産を合併後の企業に移転・変更することに対して、土地増値税の徴収を猶予する。</p>
適用範囲：企業分割	<p>第3条：法律規定または契約条項に基づき、企業が2社もしくは2社以上、元の企業と同じ投資主体を有する企業に分割される場合、元の企業が不動産を分割後の企業に移転・変更することに対して、土地増値税の徴収を猶予する。</p>	<p>第3条法律規定または契約条項に基づき、企業が2社もしくは2社以上、元の企業と同じ投資主体を有する企業に分割される場合、元の企業が不動産を分割後の企業に移転・変更することに対して、土地増値税の徴収を猶予する。</p>
適用範囲：組織変更・再編時の不動産による現物出資	<p>第4条：組織、個人が組織変更・再編において不動産で現物出資する場合、不動産を投資先企業に移転・変更することに対して、土地増値税の徴収を猶予する。</p>	<p>第4条：組織、個人が組織変更・再編において不動産で現物出資する場合、不動産を投資先企業に移転・変更することに対して、土地増値税の徴収を猶予する。</p>
不動産開発企業は適用対象外	<p>第5条：上述の組織変更・再編に係る土地増値税政策は、不動産移転の当事者のいずれか一方が不動産開発企業である場合には適用されない。</p>	<p>第5条：上述の組織変更・再編に係る土地増値税政策は、不動産移転の当事者のいずれか一方が不動産開発企業である場合には適用されない。</p>
不動産再譲渡の課税原価	<p>第6条：企業が組織変更・再編後に国有土地使用権を再譲渡し、土地増値税を申告・納付する場合、組織変更前に当該国有土地使用権を取得するために支払った土地代金及び国の統一した規定に従い納付した関連費用を、当該企業が「土地使用権の取得のために支払った金額」として控除すべきである。企業が組織変更・再編の過程において、省レベル以上(省レベルを含む)の国土管理部門の承認を受け、国が国有土地使用権で現物出資する場合、当該国有土地使用権を再譲渡し、土地増値税を申告・納付する際、当該国有土地使用権で現物出資する時</p>	<p>第6条：組織変更・再編後に不動産を再譲渡し、土地増値税を申告・納付する場合、「土地使用権の取得のために支払った金額」は、組織変更前に当該国有土地使用権を取得するために支払った土地代金及び国の統一した規定に従い納付した関連費用に基づき確定される。承認を受けて国有土地使用権で現物出資する場合、現物出資時に県レベル及びそれ以上のレベルの自然資源部門によって承認された評価額とする。不動産購入発票に基づき控除項目金額を確定する場合、組織変更・再編前の不動産購入発票に記載された金額に基づき、購入年度から本件譲渡年度まで1年ごとに5%を加</p>

要点	財税【2018】57号	財政部・税務総局公告 2021 年第 21 号
	<p>点で省レベル以上（省レベルを含む）の国土管理部門により承認された評価額を、当該企業が「土地使用权の取得のために支払った金額」として控除すべきである。納税申告する際、企業は当該土地使用权で現物出資する際の省レベル以上（省レベルを含む）の国土管理部門が承認した書類と承認された評価額を提供しなければならない。承認書類と承認された評価額を提供できない場合は、控除してはならない。</p>	<p>算して控除項目金額を算出する。購入年度とは、不動産購入発票に記載された日付の所属年度を指す。</p>
優遇政策の適用プロセスと必要な書類	<p>第 7 条：企業が上述の土地増値税優遇政策の適用を申請する際、不動産譲渡の当事者双方の営業許可証、組織変更・再編協議またはそれに準ずる書類、関連不動産の所有権と価値証明書、譲渡者が組織変更・再編前に土地使用权の取得のために支払った土地代金の証憑（複写版）などの書類を主管税務機関に提出しなければならない。</p>	<p>第 7 条：納税者が上述の税收政策を適用する場合、税務機関の関連規定に基づき適用する。</p>
補足規定	<p>第 8 条：本通達でいう元の企業の投資主体に変更がないこと、同じ投資主体を有することは、企業の組織変更・再編前後の出資者に変更がないことを指し、出資者の出資比率の変更は認められる。投資主体の存続とは、元の企業の出資者が組織変更・再編後の企業でも存続することを指し、出資者からの出資比率の変更は認められる。</p>	<p>第 8 条：本公告でいう元の企業の投資主体に変更がないこと、同じ投資主体を有することは、企業の組織変更・再編前後の出資者に変更がないことを指し、出資者の出資比率の変更は認められる。投資主体の存続とは、元の企業の出資者が組織変更・再編後の企業でも存続することを指し、出資者からの出資比率の変更は認められる。</p>
政策の施行期間	<p>第 9 条：本通達の施行期間は 2018 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までである。</p>	<p>第 9 条：本公告の施行期間は 2021 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までである。企業の組織変更・再編に係る土地増値税が未処理であり、かつ本公告の要件に合致する場合、本公告に従って実施することができる。</p>

筆者の提案

- 実務において、「不動産開発企業」を如何に判断すべきかという問題にしばしば遭遇するが、この点について同公告では具体的な解釈は示されていない。社名や事業範囲に「不動産開発」という文言が含まれているものの、実際には開発の資格がなく、かつ不動産開発にも従事していない企業の組織変更・再編にあたり、上述の優遇政策の適用対象外となるか？ また、設立当初は不動産開発に従事していたものの、既にすべての不動産を売却し、その後も長年にわたり開発プロジェクトに取り組んでいない企業の再編にあたり（すなわち、不動産開発の資格が何年も前から取り消されている場合）、同優遇政策の適用対象外となるか？ 統一された規定がないため、異なる処理結果につながる可能性がある。

- 「組織、個人が組織変更・再編において不動産の現物出資による投資」における「組織変更・再編」という出資の前提条件について、具体的な解釈は示されていない。一部の地域では、組織変更・再編という条件の下で、不動産を現物出資する場合のみが関連優遇政策の適用対象となると理解している。しかし、一般的な理解では、個人を対象とする組織変更・再編は存在せず、現物出資はあくまでも個人が行う投資行為の1つに過ぎない。このため、現物出資も上記条件に合致し、関連優遇政策を享受できると理解しても差し支えないかについては、一定の不確実性が残る。
- 全体的な組織変更において元の企業の投資主体に変更がないという規定に関して、第8条によると、組織変更の前後において出資者に変更がないこと、すなわち出資者に減少や増加があってはならないことを意味する。しかし、多くの組織変更のケースにおいて、特に国有企業の有限責任会社への所有制改革、有限責任会社が上場目的で股份公司への組織変更において、一部の投資者が資格に該当しない(国家機関など)、もしくはビジネス上の配慮から撤退すること、または上場目的で新たな投資者を誘致し、その増資による持分拡大によって投資主体に変更が生じることがある。上記のケースから、徴収猶予優遇政策の適用対象外となるかどうかには留意する必要がある、組織変更計画を合理的に策定する必要がある。
- 第6条では、不動産を再譲渡する際、不動産購入発票を利用して控除項目の金額を確定できる規定が追加された。不動産の譲受側には、組織変更・再編前の不動産の元所有者の不動産購入発票を取得し、そこに記載された金額を証明するとともに、不動産購入発票に記載された購入年度から本件譲渡年度まで1年ごとに5%を加算して控除項目の金額を算出するよう提案する。そうしなければ、控除可能項目の金額に影響を及ぼすこととなる。また、第6条の規定に従い、組織変更・再編前に譲渡される国有土地使用権に対して支払った土地代金及び国の統一した規定に従い納付した関連費用の原始証憑、並びに県レベルとそれ以上のレベルの自然資源部門によって承認された国有土地使用権で現物出資する評価額の証憑を取得することも、当該年度以降にこれらの関連資料の取得が困難となる可能性を回避するためには重要である。
- 同公告では、政策の適用プロセスと必要な書類を明記していないため、地域ごとに管理上の差異が生じる可能性がある。申告プロセスと管理の簡素化が進む中、徴収側と納付側がコンプライアンス遵守を前提に処理できるよう、今後、関連規定を明記した補足文書は公布されるのか？ このような点がまだ明確化されていないため、企業は実務において地域ごとに異なる要件を提示される可能性があることに留意する必要がある。

総じて言えば、上記政策の継続は、国が企業の組織変更と再編を奨励・支援し、企業の再編に係る税負担を軽減することを反映している。しかし、いくつかの実務上の問題の明確化が待たれる中、理解に差異が生じ、具体的な実行基準も異なる可能性がある。再編の必要性がある企業は、事前計画とコミュニケーションを十分に行い、税務機関から明確な見解を得るように努め、再編における不確実性を軽減できるよう提案する。

(執筆者連絡先)
KPMG 中国
税務パートナー
李輝 (Lisa Li)
中国北京市東長安街1号東方広場 KPMG 大楼 7F
Tel : +86-10-8508-7638
E-mail : lisa.h.li@kpmg.com



スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では7月中旬から8月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[行政法規]

【土地】
○「中華人民共和国土地管理法实施条例」(国务院令 第 743 号、2021 年 7 月 2 日公布、同年 9 月 1 日施行)
2019 年の「土地管理法」(2020 年 1 月 1 日施行) の改正に伴う实施条例の改正。 ■主に農業用地に関する規定を修正したもので、具体的には以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> • 耕地に対する厳格な保護の実施が規定された。 • 政府による土地収用について、事前の公告、県以上の政府による補償提供義務、農民の参与など手続きの改善が規定された。 • 農村の住宅地について、農民の権利保障が明記された。 • 集団所有制土地の建設用地への転用について、具体的な手続きが規定された。 ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-07/30/content_5628461.htm

[政策]

【登記制度改革】
○「国家市場監督管理総局、国家税務総局の簡易抹消登記の更なる改善、中小零細企業の市場退出の簡便化に関する通知」(国市監注発 [2021] 45 号、2021 年 8 月 3 日発布・実施)
企業の簡易抹消登記に関する通知。簡易抹消登記手続きは、登記設立後に開業していない企業と債権・債務の精算が完了している企業を対象に、所定の公示後、清算を経ずに抹消登記を行うもので、2017 年から全国で試験的に実施されているが、その適用範囲を拡大し、条件を緩和するもの。 ■通知の要点は、以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> • 簡易抹消登記の適用範囲を、債権・債務が発生していないか、または既に債権・債務を精算した市場主体(株式上場会社を除く)に拡大する。申請時には、未精算の費用、従業員賃金、社会保険料、法定補償金、納付すべき税額(滞納金、罰金)等が存在せず、全ての投資者がその真実性を書面で承諾するものとする。 • 税務部門は、市場監督管理部門から簡易抹消登記情報を取得後、税務情報システムで税務状況を検索し、①税務手続き(注:企業設立時の税務登記)を行っていない納税者、

<p>②税務手続きを行ったが、発票（代理発行の発票を含む）を受領しておらず、税の未納、その他の手続き未了がない納税者、③検索時に発票の返却、未納税額の精算等の手続きを完了した納税者に対しては、異議を提起しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 簡易抹消登記の公示期間を 45 日から 20 日に短縮し、期間満了後は市場監督管理部門に直接に簡易抹消登記を申請してよい。 • 簡易抹消登記の申請時に、企業経営異常リストに記載され、あるいは持分を凍結された、質権を設定した、分支機構が抹消登記をしていないなどの状況にある場合、簡易抹消登記公示の撤回は不要とし、これらの状態を解消後に再度申請してよい。 <p>■原文は国家市場監督管理総局の下記サイトをご参照。 http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/djzcj/202108/t20210803_333340.html</p>

[規則]

【自由貿易港】
<p>○「海南自由貿易港越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」（商務部令 2021 年第 3 号、2021 年 7 月 23 日公布、同年 8 月 26 日施行）</p> <p>海南自由貿易港でのサービス貿易のネガティブリスト。本リストは、世界貿易機関（WTO）のサービス協定の分類に基づいて、国外からのサービス提供、国外におけるサービス消費、自然人の異動によるサービス提供の 3 形態について、業種別に禁止または制限する項目が列挙されている。WTO の分類ではほかに業務上の拠点を通じたサービス提供があるが、これは別にある外商投資ネガティブリストと重複するため掲載されていない。</p> <p>■本リストに掲載される禁止・制限項目は 11 業種、70 項目。多くは国外からのサービス提供を禁止するもので、その主な項目は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 建築および関連工事サービス • 動物用薬品、飼料、飼料添加剤、農薬の直接販売。中国国内に販売機構を設立するか、条件に合致する国内の代理機構に委託すること • 国内でのタバコ製品の卸売、小売、輸出入 • 国内での水運業務。国外の船舶に開放した港での国際運輸のみ許可 • 郵便物の国内宅配業務 • 郵政サービス • 電気通信業務経営。国内に会社を設置し、電信業務経営許可証を取得すること • インターネットでのニュース情報サービス、公衆への情報提供サービス。情報検索サービスは業務上の拠点を通じたサービスとし、持分比率の要求を満たすこと • 保険サービス。保険会社および法律・行政法規に定めるその他の保険組織の設立を通じてのみ、国内での保険業務を許可 • 銀行金融機関、金融資産管理会社、信託会社、財務会社、金融リース会社、消費金融会社、自動車金融会社およびその他の金融機構の業務活動 • 証券ブローカー、証券投資コンサルティング、証券取引・証券投資の財務顧問、証券引き受け・スポンサーシップ、証券証拠金取引、証券マーケットメイク、証券事業、その他の証券業務

	<ul style="list-style-type: none"> • 法律サービス。中国での常駐代表機構のみ許可 • 法定監査サービス、代理記帳サービス • 人力資源サービス（人材仲介サービス、職業仲介サービス）、国外での就労の直接募集 • 教育試験。中国の教育試験機構との合作による非学歴教育試験のみ許可 • 図書、新聞、雑誌、音響・映像製品、電子出版物の編集・出版・制作業務、オンライン出版（オンラインゲームを含む） • ネットワーク視聴覚プログラムサービス • ネットワーク文化製品の輸入業務 • ラジオ・テレビのオンデマンドサービス。三つ星以上のホテルへの提供を除く • ラジオ・テレビ番組の制作・経営・輸入業務。国内の番組制作機構とのテレビドラマ（アニメを含む）の合作は許可 <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202107/20210703180049.shtml</p>
【税】	
<p>○「事前価格設定での簡易手続き適用の関係事項に関する公告」（国家税務総局公告 2021 年第 24 号、2021 年 7 月 26 日公布、同年 9 月 1 日施行）</p>	
	<p>企業の国外関連者との取引での移転価格に関して、企業が採用する取引価格の妥当性を税務機関に事前に確認する制度（APA）の簡易手続きを示したもの。</p> <p>■簡易手続きは、従来の 6 段階から 3 段階（申請の評価、協議・署名、監督実施）に短縮するもので、以下のいずれかの条件に該当する場合に主管税務機関に申請ができるとされる。その場合、主管税務機関は申請を受領した日から 90 日以内に受理するか否かを「税務事項通知書」で告知し、6 ヶ月以内に企業との協議を終了するとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①既に主管税務機関に申請年度の前 3 年度の同期資料を提出している場合 ②申請年度の前 10 年度以内に事前確認を行ったことがあり、その結果が要求に合致している場合 ③申請年度の前 10 年度以内に税務機関の特別納税調査・調整を受け、終了している場合 <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5167276/content.html</p>
<p>○「鉄鋼製品の輸出関税の更なる調整に関する公告」（国務院関税税則委員会公告 [2021] 6 号、2021 年 7 月 29 日公布、同年 8 月 1 日施行）</p>	
	<p>2021 年 5 月に続く、鉄鋼製品の輸出関税率の調整。対象製品は高純度の銑鉄と、炭素含有量 4% 超えおよび同 4% 以下のフェロアロイの 3 品目で、銑鉄は 15% から 20% に、フェロアロイは 20% から 40% に引き上げられる。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202107/t20210729_3741558.htm</p>

○「鉄鋼製品の輸出税額還付取り消しに関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2021 年第 25 号、2021 年 7 月 29 日公布、同年 8 月 1 日施行)

同じく 2021 年 5 月に続く、鉄鋼製品に対する増値税輸出還付の取り消し。対象製品は各種フラットロール製品、鉄道レール、管など 23 品目。

■原文は財政部の下記サイトをご参照。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202107/t20210728_3741154.htm

【企業登記制度】

○「市場監督管理行政処罰情報公示規定」(国家市場監督管理総局令第 45 号、2021 年 7 月 30 日公布、同年 9 月 1 日施行)

市場監督管理部門による、企業などへの行政処罰情報の公示に関する規定。2014 年から施行されている「工商行政管理行政処罰情報公示暫定施行規定」を廃止し、新たに制定したもの。

■旧規定からの主な変更点は、以下の通り。

- 国家市場管理総局の「国家企業信用情報公示システム」での公示期間は、一般に 3 年、通報による処罰または少額の罰金を受けただけの場合は 3 ヶ月とする(注:従来は一律 5 年)。
- 公示期間満了前に、①既に行政処罰決定の義務を履行した、②自主的に(行政処罰の原因となった)危害および不良な影響を除去した、③同じ違法行為で再度の行政処罰を受けていない、④経営異常リストと重大違法信用逸失リストにない、という条件を全て満たした場合には、公示の事前停止申請ができる。

■原文は国家市場監督管理総局の下記サイトをご参照。

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202108/t20210801_333256.html

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2020年				2021年						
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	▲ 6.8	▲ 1.6	0.7	2.3	(1-3月) 18.3			(4-6月) 7.9			
固定資産投資*	前年同期比%	▲ 16.1	▲ 3.1	0.8	2.9	-	35.0	25.6	19.9	15.4	12.6	10.3
第一次産業	前年同期比%	▲ 13.8	3.8	14.5	19.5	-	61.3	45.9	35.5	28.7	21.3	21.8
第二次産業	前年同期比%	▲ 21.9	▲ 8.3	▲ 3.4	0.1	-	34.1	27.8	21.7	18.1	16.3	14.4
第三次産業	前年同期比%	▲ 13.5	▲ 1.0	2.3	3.6	-	34.6	24.1	18.7	13.8	10.7	8.2
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	▲ 8.4	▲ 1.3	1.2	2.8	-	35.1	14.1	9.8	8.8	8.3	6.4
社会消費財小売総額***	前年同月比%	▲ 19.0	▲ 11.4	▲ 7.2	▲ 3.9	-	33.8	34.2	17.7	12.4	12.1	8.5
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	4.9	3.8	3.3	2.5	▲ 0.3	▲ 0.2	0.4	0.9	1.3	1.1	1.0
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 1.8	0.3	1.7	4.4	6.8	9.0	8.8	9.0
輸出***	億ドル	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	-	4,688.7	2,411.3	2,639.2	2,639.2	2,814.2	2,826.6
	前年同月比%	▲ 13.3	▲ 6.2	▲ 0.8	3.6	-	60.6	30.6	32.3	27.9	32.2	19.3
輸入***	億ドル	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	-	3,656.2	2,273.4	2,210.6	2,183.8	2,298.9	2,260.7
	前年同月比%	▲ 2.9	▲ 6.4	▲ 3.1	▲ 1.1	-	22.2	38.1	43.1	51.1	36.7	28.1
貿易収支***	億ドル	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	-	1,032.6	138.0	428.6	455.4	515.3	565.9
対内直接投資(実行ベース)	億ドル	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	134.7	126.0	187.9	141.8	125.4	193.8	97.8
	前年同月比%	▲ 12.8	▲ 4.0	2.5	4.5	6.2	86.9	59.5	39.8	27.1	15.9	8.1
外貨準備高	億ドル	30,606	31,123	31,426	32,165	32,107	32,050	31,700	31,981	32,218	32,140	32,359
都市部調査失業率	%	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.5	5.3	5.1	5.0	5.0	5.1
国内自動車販売台数	万台	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	250.3	145.5	252.6	225.2	212.8	201.5	186.4
	前年同月比%	▲ 42.4	▲ 16.9	▲ 6.9	▲ 1.9	29.5	364.8	74.9	8.6	▲ 3.1	▲ 12.4	▲ 11.9
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	51.3	50.6	51.9	51.1	51.0	50.9	50.4
	非製造業	-	-	-	-	52.4	51.4	56.3	54.9	55.2	53.5	53.3

* : 年初からの累計ベース。

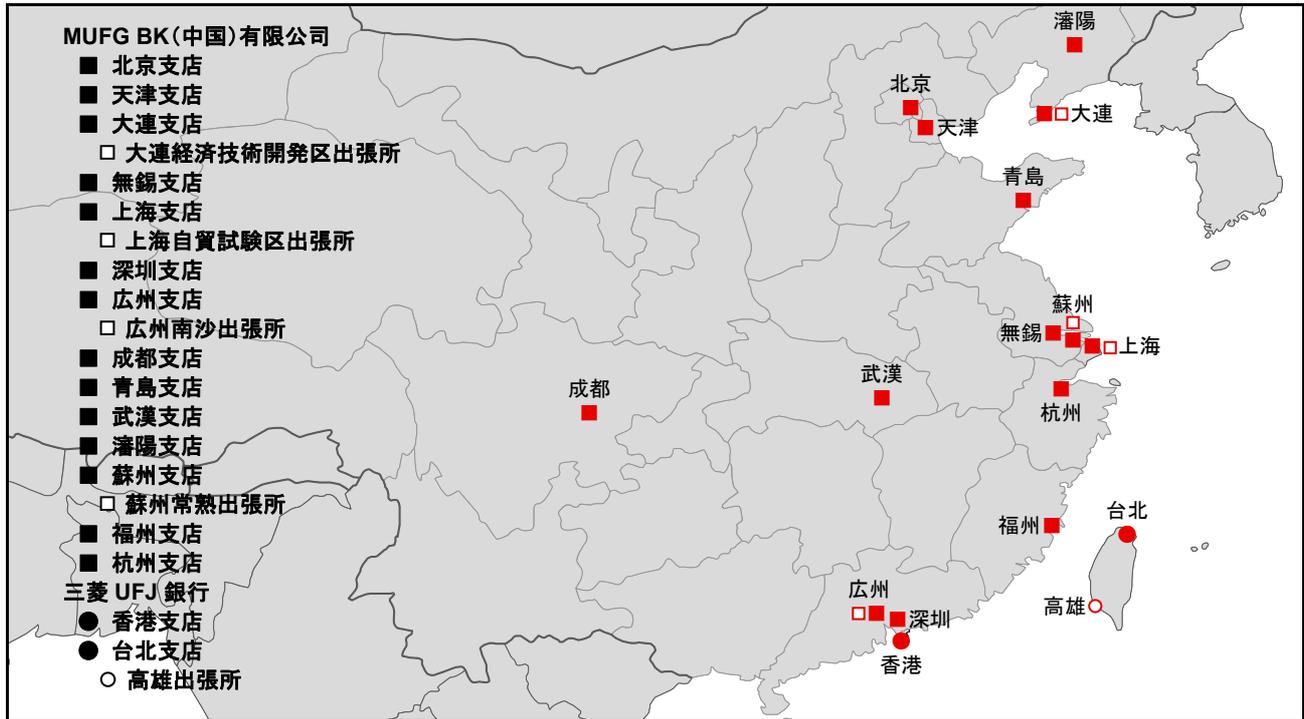
** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開發区東南大道333号 科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2021年9月7日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。